

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の基本方針

第1 地震災害の推移

地震災害は、①広域的に被害が発生すること、②突然に発生することの特徴があり、風水害と比べて災害発生に備えた警戒や事前準備が困難である。特に、大都市直下で発生した場合は、建物の倒壊による救出、負傷者の医療救護、多発する火災への消火など地震発生直後から一度に多くの災害対策を必要とする。また、災害の時間的経過や状況の変化、さらには、本市のような積雪寒冷地域では発生する季節によって、必要とされる災害対策も変わってくるために、それに合わせた対応が必要となる。

札幌市で直下型の地震が発生した場合、地震被害の時間的推移や対策の必要性の変化は、次のようなイメージとなる。

【災害の推移と対策の必要性の変化】

災害の経過	1日	3日	1週間	2週間	1ヶ月
災害の段階	発災・混乱・二次被害拡大／	応急対策／	復旧／		復興
建物への対応		○応急危険度判定 ○被害認定調査	○がれき処理 ○建物解体・撤去	○応急修理	
	建物の全半壊・消失		がれき発生		
出火・延焼	○地域での消防活動 ○消防活動				
	出火 延焼火災 通電火災				
人的被害 (救出活動)	○地域での救助活動 凍死の発生	○自衛隊応援			
	死傷者・生き埋め者の発生				
医療活動	○応急救護 傷病者の発生	○被災地域での感染症拡大防止	○こころのケア PTSDの発生		
	○転送開始	避難所での風邪・感染症の発生	災害関連死の発生		
交通路の制約	○交通規制開始 帰宅困難者の発生 道路・鉄道等の被災 信号停止	○道路・鉄道等の復旧 ○バス・地下鉄運行開始 ○JR運行開始			
	○観光客・帰宅困難者の支援・収容				
ライフライン の被害	ガス供給停止 断水 ○応急給水 通信被害	○応急復旧 停電復旧	○本復旧 通信復旧	都市ガス復旧 LPガス復旧 上下水道復旧	
	停電				
避難者数の動向	○避難場所の開設 避難者数	○自主運営 ○縁故先への転居	○避難場所の縮小・整理 ライフラインの回復により避難者減少		
物資の供給	○家庭内備蓄 ○国等のブッシュ型支援 重要施設の水需要	○備蓄物資 ○一般・スーパー・生協などの営業開始 避難場所の食料・飲料水・必需品の需要 被災者の水・食料の需要	○流通備蓄 ○応急救援物資		
住宅の供給		○応急仮設住宅の供給数を把握	○応急仮設住宅の建設着手 ○入居者募集 ○入居開始		

【主な課題】

- ◆応急対策が初動期に集中する。
- ◆道路・ライフライン等応急対策に必要となる機能が低下する。
- ◆被害情報の把握などの情報収集が困難になる。
- ◆最大で16万人の被災者が発生し、多様な対策が必要となる。
- ◆冬季の積雪により交通に支障が発生するほか、避難場所等での寒さ対策が重要になる。
- ◆大規模地震が発生した時には、多くの避難者が発生し、応急対策が長期にわたることから、対策のためのマンパワーが不足する。
- ◆災害発生直後の救助や避難場所の運営など、行政の対応だけでは限界がある。

第2 災害応急対策の基本方針

前ページに記載した課題等に対応するため、災害応急対策にあたっては、市民、企業、自主防災組織、町内会、その他の地域団体及び札幌市・防災関係機関は、次のような基本方針に基づき取組を進める必要がある。

1 人命救助を最優先

災害発生直後は、倒壊家屋・火災現場等から市民を救出することを最優先とする。

2 情報収集をいち早く

的確な災害応急対策をいち早く行うためには、正確かつ迅速な情報収集が不可欠である。そのため、情報収集体制を確保し、災害情報の収集と分析を行う。

3 被災者のニーズに応じた対策の実施

被災者のニーズは、時間の経過やおかれた状況によって変化する。そのため、その時点で最も必要な災害応急対策を実施するように心がける。

4 冬季の条件に応じた対策の実施

冬季に災害が発生した場合、道路上の積雪は緊急輸送道路の確保等にあたって障害となる。また、電気・ガス等ライフラインの被害によって寒さのなかでの避難生活を余儀なくされる。このような北国ならではの条件に応じた対策を実施する。

5 広域応援・支援体制

地震のような災害への災害応急対策は、被災都市単独では限界がある。近隣自治体・国・北海道・自衛隊・警察など防災関係機関の応援・支援を要請して、円滑な協力体制によって災害応急対策を実施する。

6 市民の相互協力

災害応急対策は、多岐にわたるため行政だけでは手が届かない。市民一人ひとりが「自らの生命・地域は、自らが守る」との認識で行動し、町内会・企業等で協力し合う。

第3 災害応急対策における市民・企業等の役割

応急対策の基本方針に基づき、地震発生の直後においては、市民、企業、自主防災組織、町内会、その他の地域団体のそれぞれが、次の応急対策に取り組む必要がある。

地震の揺れが落ち着いたら、自分の周りで被災した人に対して、周りの市民等と連携・協力して救出・救援を行うなど、互いに支えあう共助の取組や、行政・防災関係機関等が行う活動に協力するなど「協働」による応急対策の取組についての役割が期待される。

【応急対策における役割】

活動の担い手	応急対策の取組
市民	<ul style="list-style-type: none">・自分の身や家族の安全を確保する・避難指示等が出された場合の避難・誘導・住家が破壊された場合の自主的な避難・自宅が出火した場合の初期消火活動
協働の取組	<ul style="list-style-type: none">・隣近隣の負傷者の救出や要配慮者の救助・自主防災組織への参加・協力・避難場所の運営への協力・参加・防災関係機関の活動との連携
企業	<ul style="list-style-type: none">・顧客や従業員等の安全確保・従業員及び施設利用者への災害情報の提供・施設利用者の避難誘導・従業員及び施設利用者の救助・初期消火活動等の応急対策・事業所の被災状況の把握・業務継続・早期復旧のための取組の実施
協働の取組	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動への支援等、自主防災組織など地域への貢献・防災関係機関の活動への協力
自主防災組織・町内会・その他地域団体	<ul style="list-style-type: none">・被害情報の収集伝達、市・防災関係機関との連絡・要配慮者など地域住民の安否確認や避難誘導・出火防止の呼びかけ、初期消火・負傷者の救出・救護・応急手当・非常食等の救援物資の配布協力・地域における被災状況の把握・伝達・避難場所の主体的な運営・被災者ニーズに応じた支援活動の実施

第2節 災害対策本部

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 災害対策本部等の設置・廃止	本部事務局、総務部総務庶務班、区本部総務・情報班	
第2 職員の動員・配備	本部事務局、総務部人事班 区本部総務・情報班	

この節の対策で想定される事態と課題
○夜間・休日等勤務時間外に地震が発生した場合は、職員が指定された場所に参集するまでにかなりの時間がかかり、初動活動が遅れる。また、職員自身も被災することにより初動活動に従事できる職員も少なくなる。
○本部長（市長）や各部班長等、指揮命令者が不在の場合、意思決定に支障が生じる可能性があり、代行順位に基づく指揮命令者の決定、指揮命令系統の確立が必要となる。
○市役所本庁舎等が被災した場合は、災害対策本部を設置できなくなるので、通信機器等の情報設備を有する代替施設を整備する必要がある。
○大規模災害では、災害対応の長期化が想定されるため、職員の適切な休息の確保、心身負担の抑制に向け、勤務ローテーションの体制整備が必要となる。

第1 災害対策本部等の設置・廃止

1 設置

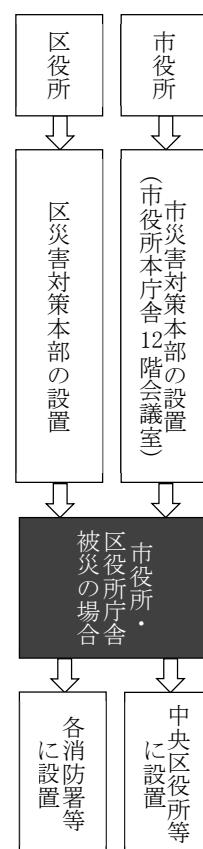
札幌市では、市域に震度5弱以上の地震が発生した場合、市役所本庁舎12階会議室に「災害対策本部」が設置され、各区役所に「区災害対策本部」が設置される。また、震度5弱未満の場合であっても、地域の被災状況に応じて災害対策本部及び区災害対策本部を設置することとしている。

なお、市役所本庁舎が被災した場合は中央区役所、区役所が被災した場合は各消防署等を代替施設として使用する。

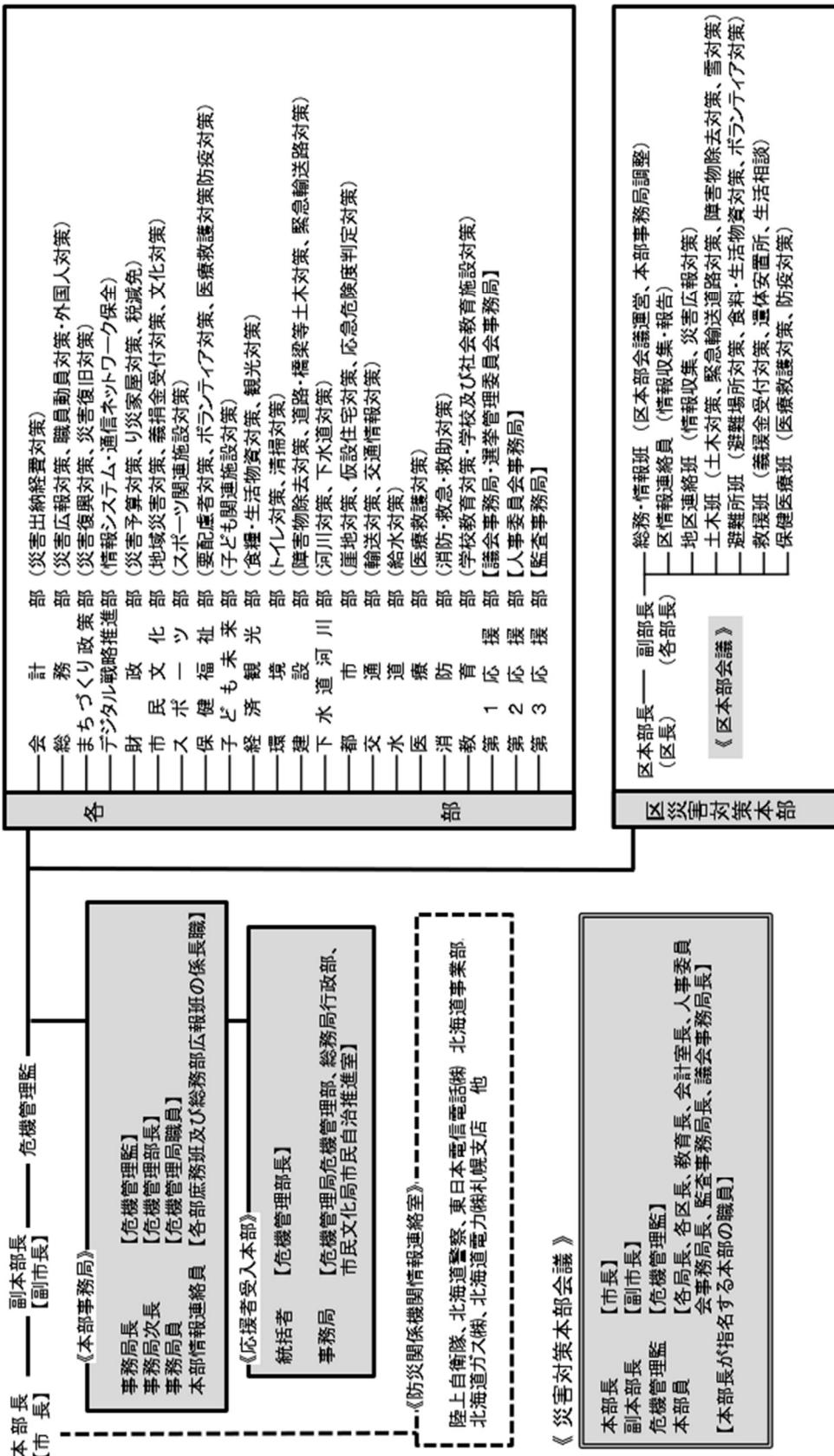
さらに、災害の状況等から本部長が必要と認めるときは、災害が発生した現地又は本部長が適当と認める場所に「現地対策本部」を設置することとしている。

2 廃止

災害対策本部は、本部長が災害の発生するおそれが解消したと認める場合又は災害対策がおおむね完了したと認める場合に廃止する。



札幌市災害対策本部組織図

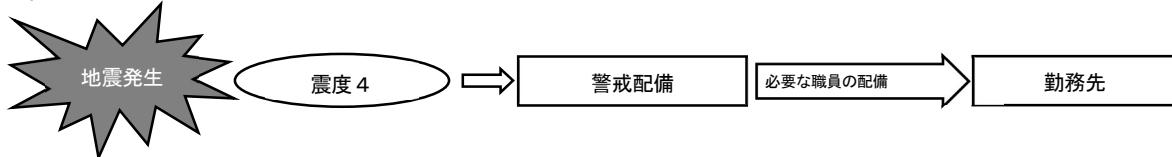


第2 職員の動員・配備

地震が発生した場合、地震の規模に応じて次のような配置体制とする。

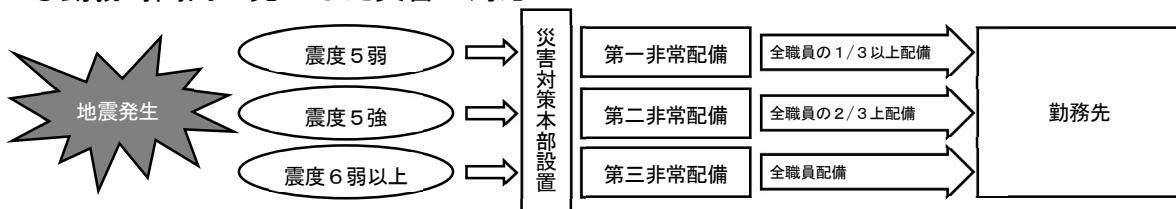
夜間・休日など勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員があらかじめ指定された場所に参集する。

●警戒配備の体制



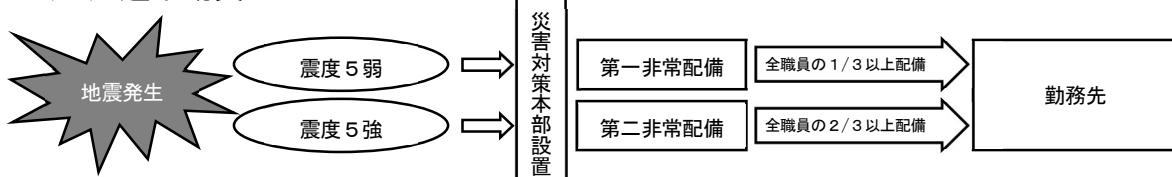
●非常配備の体制

○勤務時間内に発生した災害の対応

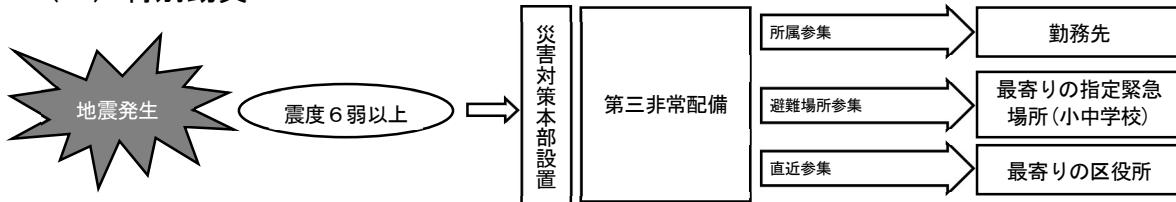


○勤務時間外に発生した災害の対応

(1) 通常動員



(2) 特別動員



【札幌市の配備体制】

配備の種類	配備基準	配備職員	活動内容
警戒配備	市域で震度4の地震が発生したとき	危機管理局・総務局・デジタル戦略推進局・保健福祉局・建設局・下水道河川局・都市局・交通局・水道局・消防局・区	①災害情報の収集及び伝達 ②防災関係機関との連絡調整 ③災害危険地への警戒巡視 ④災害応急対策 ⑤本部体制への移行準備
第一非常配備	市域で震度5弱の地震が発生したとき	職員の1/3以上	①災害対策本部の設置 ②災害応急対策の実施
第二非常配備	市域で震度5強の地震が発生したとき	職員の2/3以上	
第三非常配備	市域で震度6弱以上の地震が発生したとき	全職員	

【関連対策】

予防第2節第2項

【業務マニュアル等】

災害対策本部等の運営に関する手引き

【法令・計画等】

札幌市災害対策本部条例、札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程、札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程事務取扱要領

第3節 災害情報の収集・共有・伝達、広報・広聴

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 情報の収集・共有・伝達	各部関係班	北海道、防災関係機関
第2 災害時広報活動	総務部広報班、区本部 総務・情報班、区本部地区 連絡班、区本部避難所班	報道機関、印刷会社、コン ビニエンスストア、郵便局 、スーパーマーケット、ガ ソリンスタンド等
第3 災害時広聴活動	総務部広報班、区本部総務・ 情報班	報道機関、弁護士会等

この節の対策で想定される事態と課題
<ul style="list-style-type: none">○地震発生直後には、電話の途絶・ふくそうにより関係機関等との連絡ができなくなり、情報不足により、初動体制が遅れる。○災害発生後、時間の経過とともに被災者ニーズは変化し、市民から情報提供を要望される。○市民により受け取りやすい情報収集手段が異なるため、札幌市防災アプリ『そなえ』の活用を含め、多様な情報伝達手段を通じた情報提供が必要となる。○市内在住または市内来訪の外国人に向け、外国語での情報提供が必要となる。○地震発生直後から、報道機関(マスコミ)が取材活動を開始し、その対応に追われる。○SNS 等による誤った情報が拡散される可能性がある。市民の混乱や風評被害を防ぐため、正しい情報を速やかに提供する必要がある。

第1 情報の収集・共有・伝達

1 情報収集・共有・伝達経路の明確化

災害応急対策の実施にあたっては、被害の状況などの情報の把握が重要となるが、地震発生時には、通信機器の被災等により、情報の入手が困難になる。このため、情報ネットワーク(予防第7節)の活用や、情報連絡員の派遣等を通じて、情報の収集、災害対策本部内での情報の共有、市民に対する災害情報の伝達を行う。

(1) 情報の収集

災害応急対策の前提となる情報の収集にあたっては、地震発生直後は、広域応援要請の判断基準にするためなど、市全域における被害の概要の早期な把握が必要となり、その後は実施する応急対策に応じて様々な情報が必要となる。

このように、災害発生からの経過時間ごとに必要とされる情報は変わってくるため、収集すべき情報、情報収集先、伝達経路を明確にし、適宜情報の収集を行う。また、市民からも情報の収集を行うことが必要である。

【時間経過に応じた収集すべき情報】

災害の流れ	必要な情報の位置づけ	収集する情報	情報収集先
発災直後から概ね1時間以内	発災直後は、できるだけ短時間で灾害の全体像を把握する。このため、全市域における被害概要の情報収集と、災害対策本部への集約を行う。	・各地の震度、震源地、地震の規模(マグニチュード) ・その後の地震活動状況	札幌管区気象台、消防庁、内閣官房、北海道
		・被害概要 ・職員の非常参集状況	非常参集する職員(参集途中) 各部・班
		・火災・延焼状況 ・救急・救助活動 ・危険物漏えい、ガス漏れ	消防部
		・河川被害 ・道路・橋梁被害 ・崖崩れ・崩壊危険箇所	建設部、下水道河川部、都市部 北海道石狩振興局 北海道開発局
		・火災・建物倒壊等被害 ・避難・安否(市民行動情報)	各区災害対策本部
		・けが人、生き埋め、死者数等 ・道路交通情報、交通規制	北海道警察 自衛隊
		・けが人、死者数等	医療対策本部
		・ライフラインの被害・復旧	電気、ガス、上下水道、通信事業者
		・被害映像	消防部 北海道開発局

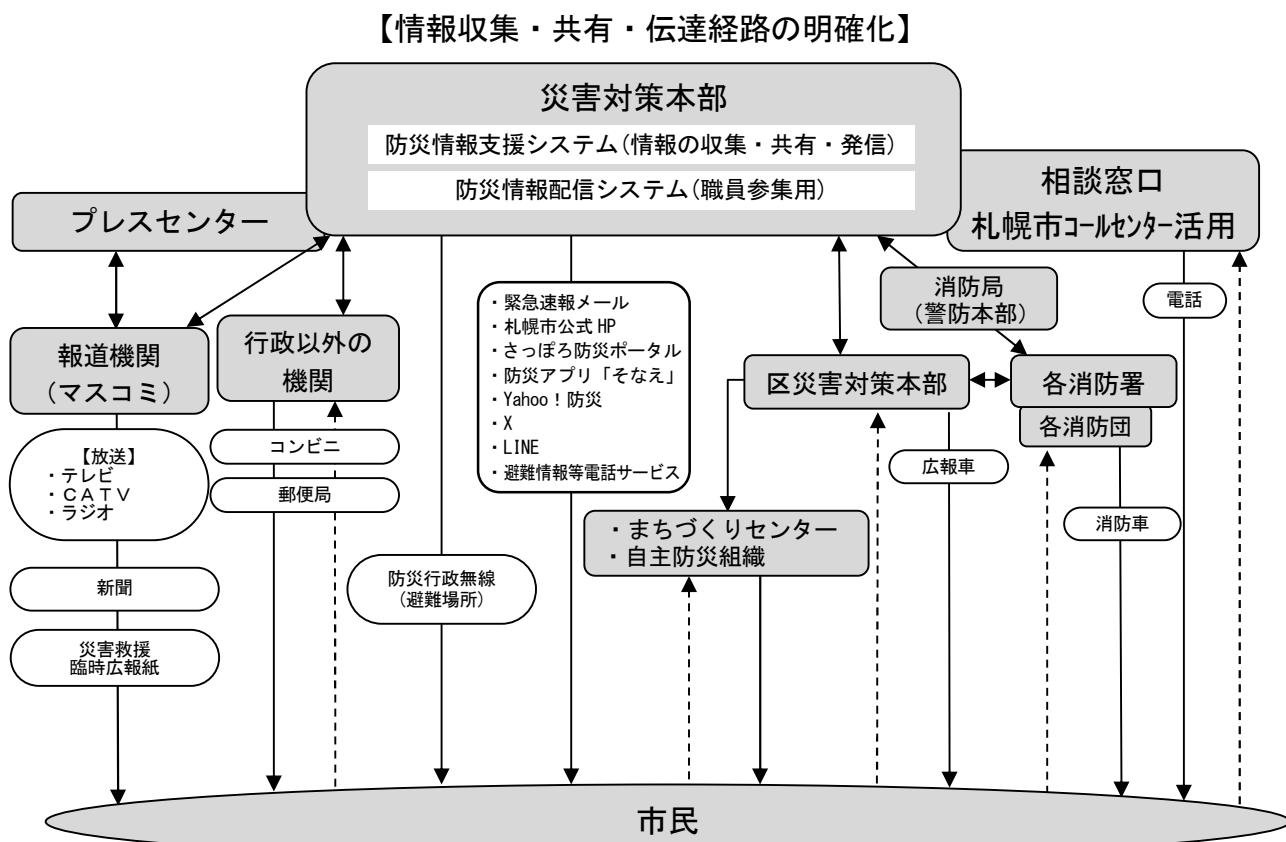
災害の流れ	必要な情報の位置づけ	収集する情報	情報収集先
		・災害状況、被害状況	報道機関
概ね3日以内	生命の安全確保、消火活動を主目的に対策を講じる時期。人命救助・救出活動及び災害医療を第1優先に、個別・具体的の被害状況、避難状況、水・食料等救援物資情報、ライフライン情報の収集を行う。	・各地の震度、震源地、地震の規模(マグニチュード)	札幌管区気象台 消防庁、内閣官房 北海道
		・その後の地震活動状況	
		・避難指示等	各区災害対策本部
		・避難場所開設、避難住民等	
		・水・食料等救援物資	応援協定締結団体等
		★人命救助・救出活動及び災害医療に係る情報を優先	消防部
		★個別・具体的の被害(各収集先が対応する情報については、「発災直後から約1時間以内」を参照)	建設部、下水道河川部、都市部 北海道石狩振興局 北海道開発局
			各区災害対策本部
			警察、自衛隊
概ね3日以降	被災者の生活の安定、暮らしを維持する対策の時期。避難場所の運営や給水・給食、ライフラインの障害・復旧、交通機関の障害・復旧、要配慮者・外国人対応など生活の安定に係る情報収集を行う。	・避難場所開設・運営、避難住民等	各区災害対策本部
		・水・食料等救援物資	
		・二次災害に影響を与える気象情報	札幌管区気象台、北海道
		・避難指示等	各区災害対策本部
		・道路・交通機関の不通・復旧見込みの情報	建設部、下水道河川部、北海道石狩振興局、北海道開発局、電気、ガス、上下水道、通信事業者
		・ライフラインの障害・復旧見込みの情報	
		※個別・具体的の被害情報(各収集先が対応する情報については、「発災直後から約1時間以内」を参照)	

(2) 災害対策本部内での情報の共有

収集した情報は、災害対策本部内にて共有を図り、適切に市民へ提供できるように体制を整える。

(3) 市民に対する災害情報の伝達

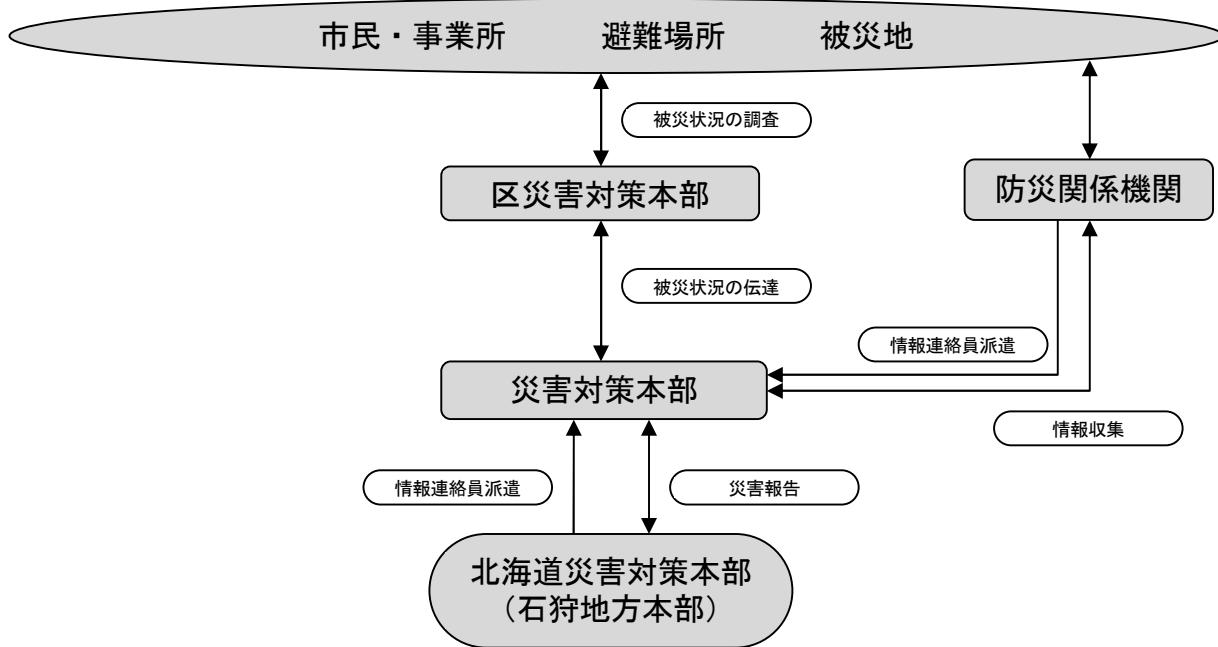
収集した情報のうち、被害状況・避難情報・応急対策の状況など市民が必要とする情報については、以下の体系のように提供手段を確保し、広報活動(第2 災害時広報活動 参照)や広聴活動(第3 災害時広聴活動 参照)を通じて、的確な時期に確実に市民へ提供する。



2 災害の報告

災害対策本部で集約された被害状況や対策の概要については、北海道との情報ネットワークや情報連絡員の派遣等により石狩振興局を通じて速やかに北海道知事へ報告する。

【災害報告の流れ】



【北海道への災害報告要領】

種類	報告の対象	報告時期	報告方法
災害情報	・人的被害、住家被害が発生したもの	災害の経過に応じて、逐次報告	文書又は電話・無線等
被害状況報告(速報)	・災害救助法の適用基準に該当する程度のもの	被害発生後、速やかに件数を報告	
被害状況報告(中間報告)	・災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの ・当初軽微であっても、今後拡大し発展する恐れのある場合又は石狩管内全体から判断して報告を要すると認められるもの	被害状況が判明次第報告。 また報告内容に変更が生じた場合はその都度報告	
被害状況報告(最終報告)	・震度4以上を記録したもの ・社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの ・その他特に指示があった災害	応急措置の完了後、15日以内に報告	文書

【業務マニュアル等】 火災・災害等即報要領(消防庁)、災害情報等報告取扱要領(北海道)、札幌市防災行政無線局の設置に関する協定

第2 災害時広報活動

1 市民への災害広報の充実

災害時における広報は、人心の安定と社会秩序の維持を図る上で非常に重要であることから、時間の経過とともに変化する市民ニーズや被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点での活用できる広報手段を用い、市民に適宜、的確に周知する。

平常時から、応急措置の実施方法、行政の対策等について市民へ情報提供を行うとともに、災害時においては被害の状況、行政の応急対策等の情報について、市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	<ul style="list-style-type: none">防災情報提供活動のための準備、各報道機関への情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none">被害状況、避難状況、ライフライン情報などを収集する。プレスセンターを設置する。報道機関を通じて情報提供する。避難場所において情報を張り出す。
24時間	<ul style="list-style-type: none">各広報手段を利用した情報提供の準備を行う。	<ul style="list-style-type: none">報道機関を通じた情報提供を継続する。ホームページ、SNS、緊急速報メール、防災アプリ等により情報を提供する。行政以外の機関、まちづくりセンター、自主防災組織と連携し情報提供を行う。災害時コールセンターを設置する。 (※第3項 災害時広聴活動に記載)
3日	<ul style="list-style-type: none">災害救援臨時広報紙等を用いた情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none">災害救援臨時広報紙を作成する。テレビ・ラジオにより広報する。

2 広報内容と手段

災害当初は、総務部広報班の媒体を介した広報活動だけでなく、各区や避難場所などの災害応急現場での職員一人ひとりの情報提供活動が非常に重要なため、職員は積極的に情報収集及び市民への情報提供を行うこととする。

(1) 時間経過に応じた広報

ア 災害発生直後の広報

混乱防止情報、生存関連情報等を中心に、広報車、ホームページ、SNS、緊急速報メール、防災アプリ、コミュニティFM等による札幌市からの直接広報のほか、避難場所の避難者向けに伝達された情報の張り出し掲示等による広報を行う。

また、広範囲かつ迅速に市民への情報提供を行うため、ラジオ(AM・FM波)・テレビ(地デジ)・新聞等のマスコミへの情報提供による広報を積極的に行う。

イ 生活の再開時期からの広報

市民生活の再開の程度は様々な段階があるため、その段階に応じた情報を適切に広報する。

複雑な行政関連情報は、文字による広報を中心に迅速かつ的確に広報する。災害救援臨時広報紙の発行・配布体制を充実させ、様々な方法で避難者への広報に努める。

○第1段階

災害発生直後の生存のための情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となる。生活関連情報、各種行政施策を、避難場所を中心に様々な広報対象者に迅速かつ的確に広報する。

○第2段階

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災の影響が少ない市民は通常生活を再開するので、一定時期になると、通常生活を行う市民に対する通常の行政サービスに関する広報も必要となる。

○第3段階

避難場所での避難生活から応急仮設住宅での個々の生活が開始されるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になると、被災者向け情報と併せてそれ以外の市民向け情報の提供が必要になる。

【提供する情報と手段】

時間	広報内容	対象	提供情報	情報整理部	手段
災害発生直後から3日くらいまで	混乱防止情報	全市民	<二次災害防止情報> ・出火防止情報 ・余震情報、今後の地震予測情報	消防部 本部事務局	・ラジオ・テレビ・新聞等のマスコミへの情報提供による広報 ・避難場所の避難者向けに伝達された情報の張り出し掲示による広報 ・ホームページ、SNS等による市からの直接広報 ・直接広報の実施に向けた移動手段の確保(自動車、自転車)
			<救助活動状況> ・救援活動情報 ・人命救助の協力呼びかけ ・全国からの救援の状況	消防部	
			<避難指示等の情報・避難場所関連情報> ・避難時の注意 ・避難時の車の使用制限 ・避難場所の情報	本部事務局 消防部 区災害対策本部	
	生存関連情報	全市民	・安否確認情報	本部事務局、区災害対策本部	・災害用伝言ダイヤルの活用
			・遺体安置情報	区災害対策本部	
	生活関連情報	全市民	<医療関連情報> ・医療機関の受入れ情報 ・臨時開設された医療施設情報 ・専門治療(透析等)医療関連情報	医療対策本部 保健福祉部	※「混乱防止情報」と同様
			<水・食料の救援物資情報> ・水の拠点配給場所 ・物資等の配給状況 ・救援物資の受入れ情報	本部事務局 水道部 経済観光部、区	
			<ライフライン復旧情報>	建設部、下水道河川部、水道部、東日本電信電話(株) 北海道事業部、北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)、北海道ガス(株)等	
			<交通・道路情報> ・公共交通機関の復旧情報 ・道路情報(交通規制等交通障害) ・崖崩れ・崩壊危険箇所情報 ・代替交通機関の情報	建設部、都市部、交通部、交通機関各社、北海道開発局	

【提供する情報と手段(続き)】

時間	広報内容	対象	提供情報	情報整理部	手段
生活再開時期以後	生活関連情報	避難者、避難場所外の市民	・住宅関連情報	都市部	<ul style="list-style-type: none"> ・文字情報としての災害救援臨時広報紙による広報中心(複雑な行政関連情報に対応するため) ・ラジオ・テレビ・新聞等のマスコミへの情報提供による広報の継続
			・各種相談窓口情報	総務部、区災害対策本部	
			〈教育関連情報〉 ・学校の休校・再開情報	教育部	
			・避難場所・地域での生活情報	区災害対策本部	
			・住宅関連情報	都市部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者向け ・避難場所への災害救援臨時広報紙の配布・避難場所へのアナウンス(防災行政無線移動系一斉通信、FAXの利用) ・避難場所外市民向け ・災害救援臨時広報紙の拠点配布 ・ホームページ、SNS等による情報発信 ・市外避難者向け ・ラジオ・テレビ・新聞等のマスコミへの情報提供による広報 ・テレビ・ラジオ(広報番組制作)による広報
		行政施策情報(災害関連情報)	・り災証明情報 ・各種減免措置情報	財政部	
			・義援金情報	市民文化部庶務班	
			・倒壊家屋・がれき・処理関連情報	建設部 都市部 環境部	
			・各種貸付・融資制度情報	経済観光部	
			・見舞金等支給情報	保健福祉部	
			・通常の行政サービス情報等	各部	
第2段階	連生活報関	避難者、避難場所外の市民	・「生活再開時期以後・第1段階生活関連情報」と同様		※「生活再開時期以後・第1段階 生活関連情報」と同様
	(行政施策連情報)	避難者、避難場所外の市民、市外避難者	・「生活再開時期以後・第1段階行政施策情報」と同様		※「生活再開時期以後・第1段階 行政施策情報」と同様
	(行政一般施策情報)	被災の影響が少ない市民(通常生活を再開した市民)	・通常の行政サービス情報 ※「生活再開時期以後・第1段階行政施策情報」の情報も併せて提供する。		・避難者向けの情報発信と並行して、通常生活を再開した市民向けの情報発信を行う。
第3段階	被災者向け情報	被災の影響が大きい市民	・通常の行政サービス情報のほか、引き続き災害関連情報(第1段階 生活関連情報・災害関連情報参照)の提供		<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる情報発信 ・通常体制での広報誌の配布 ・テレビ・ラジオ・新聞等のマスコミへの情報提供による広報 ・テレビ・ラジオ(広報番組制作)による広報
	一般情報	通常生活を再開した市民	・通常の行政サービス情報		<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる情報発信 ・通常体制での広報誌の配布 ・テレビ・ラジオ・新聞等のマスコミへの情報提供による広報 ・テレビ・ラジオ(広報番組制作)による広報

【業務マニュアル等】 災害時における非常放送に関する協定(コミュニティ放送局)

(2) 情報伝達困難者への情報提供

被災外国人、聴覚障がい者、視覚障がい者、高齢者等の情報伝達困難者への情報提供を行うため、関係機関との連携を図りながら以下のことを行う。

- 通訳者の派遣
- 多言語、点字、音声、文字情報(ホームページ、SNS、FAX、災害救援臨時広報紙等)による情報提供体制の構築
- 字幕放送、ワンセグ、ラジオや携帯電話での広報・広聴手段の整備
- イラストによる災害情報の提供

(3) まちづくりセンターや行政以外の機関との連携

避難場所以外に、まちづくりセンター(区本部地区連絡班)において災害情報の掲示を行うとともに、各自治会へ災害情報を提供し、地域住民にくまなく情報を提供できるようとする。

また、帰宅困難者への対応として、コンビニエンスストア・郵便局・スーパー・マーケット・ガソリンスタンド・学校等行政以外の機関に対して、情報の張り出しなど、協力要請を行う。

3 災害救援臨時広報紙の作成

文字情報としての広報紙による広報は、被災者にとって重要な情報を入手する手段であり、特に対行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として非常に有効であることから、迅速に災害救援臨時広報紙を発行する。

(1) 発行

広報さっぽろの印刷を担当したことのある印刷会社と発行に関する協定を締結しており、災害救援臨時広報紙の発行に関するマニュアルに基づき、迅速に発行する。

なお、上記協定には、担当する印刷会社が被災し機能が停止した場合に代わって印刷を行う市外の業者を定める。

(2) 配布場所

配布については、平常時での方法(町内会、業者配布など)による配布が不可能で、また、当初は印刷能力の関係で発行部数が限られてしまうので、当該情報をより必要とする人に対しての重点的な配布が必要となる。このため、当初は多くの被災者が共有して見られる場所(避難場所、区役所等の市関連施設)等へ重点的に配布する。その後、発行部数の増加とともに、市民の立ち寄る場所等の拠点配布を開始する。最終的には、平常時での方法で全市民に配布するよう段階的配布が必要である。

(3) 配布手段

交通渋滞により車での各場所への配布ができないため、バイク・自転車・徒歩等、機動性のあるものを利用するとともに、物資等の配布ルート等を活用して、迅速かつ継続的に配布することが必要である。

避難場所等には、FAXを利用して災害救援臨時広報紙を送るほか、端末機の整備により災害救援臨時広報紙をデジタルデータ化し電子メールで送信し、それを避難場所でコピーしたり、ホームページで情報発信するなど、様々な方法で避難者への広報に努めることとする。

4 マスコミ(報道機関)との連携

報道機関との連携を密に図りながら、迅速かつ確実な市民広報を行う。なお、災害に関する情報は、災害対策本部で取りまとめたものを、「災害時プレスセンター」を通じて提供することとする。

「災害時プレスセンター」

災害発生直後に、市本庁舎内に設置。報道機関への情報提供及び取材対応は、原則、同プレスセンターが統括的に行うこととするが、各部・区本部で完結する事項についてはそれぞれの部局が行い、事後に災害対策本部へ報告することとする。また、報道機関への情報提供に当たっては、電話・FAX・電子メールなどを活用するほか、プレスセンター内に情報掲示板を配置し、災害対策本部に集まる情報をその都度提示する。

第3 災害時広聴活動

総務部広報班及び区本部は、災害後の市民意識や市民ニーズを把握し、市民生活の不安の解消を図るため、災害状況が鎮静化し始めた段階で、できるだけ速やかに有効な広聴体制の確立を図り、災害時の広聴・相談活動を実施する。

1 災害時コールセンターの開設

総務部広報班は、札幌市コールセンターを通常業務と並行し、災害時コールセンターとして、災害対策本部、関係部、関係機関等と密に連携し、市民からの問合せに対する回答や情報収集などの対応を行う。

2 災害時相談窓口の開設

市民からの相談に対応するため、総務部広報班は「災害時相談窓口」を設置する。また区本部は、「区災害時相談窓口」を設置する。同時に関係部は、相談要員を災害時相談窓口へ派遣するなど協力体制を構築する。

災害対策本部をはじめ関係部や関係機関と連絡を密にしながら、市民からの相談事項を的確に処理する。

3 災害市政外相談の実施

総務部広報班は、災害によって生じる専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、弁護士会等の専門相談員派遣窓口へ派遣を要請し、法律相談などの市政外相談体制を整える。

4 市民ニーズの把握

総務部広報班は、災害発生後におけるそれぞれの時期での市民ニーズをきめ細かく聴取するため、情報収集を図るとともに、収集した情報や災害時コールセンター等での問合せなどの情報をもとに、相談の内容・種類を整理し、市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題などの把握に努めることとする。

また、陳情や手紙などで寄せられた苦情・要望等は、関係部又は関係機関へ照会や連絡を行い、適切な対応を行うとともに、その回答、対応状況に合わせて、時系列に記録を取る。

第4節 応援派遣要請

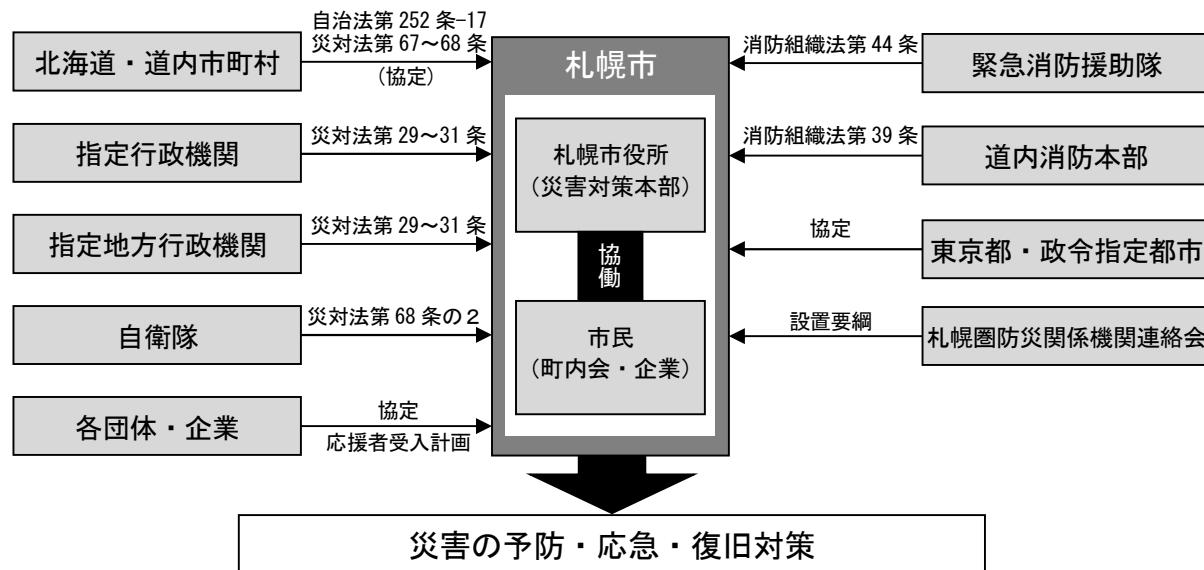
この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 応援体制	各部関係班	関係機関
第2 自衛隊の災害派遣要請	本部事務局統括班	石狩振興局、陸上自衛隊第11旅団
第3 緊急消防援助隊の要請	消防部警防班	北海道、消防庁
第4 応援協定に基づく要請	各部関係班	協定締結企業等

この節の対策で想定される事態と課題
○大規模な地震災害では、全壊・半壊する建物が夏季で約4万棟、冬季で約6万棟、被災者は夏季で約13万人、冬季で約16万人発生することが想定され、要配慮者への支援や飲料水、食料、物資の供給、上水道、下水道を含むライフライン障害の復旧など、札幌市のみの対応では困難な状況が想定される。
○地震発生の直後には、多くの被災現場で負傷者の救出、医療救護活動、消火活動等を迅速に行う必要があるが、札幌市の消防力や医療活動に従事する者の数が不足すると予測されるため早期の応援体制が必要となる。
○自衛隊、緊急消防援助隊などの関係機関への応援要請にあたっては、いち早く被災状況を把握するなど、迅速な情報収集と的確な判断による対応が必要となる。
○迅速な応援者の受け入れのため、「札幌市応援者受入計画」に基づく応援派遣機関に対する窓口の明確化、受入体制や応援職員の活動環境等の整備が必要となる。

第1 応援体制

札幌市の災害対策は、札幌市及び市民が中心となり実施するものである。

しかし、地震の規模や被害状況から札幌市のみでは対応できない場合があり、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定によって、次のような関係機関・団体と広域的な連携体制がとられている。



第2 自衛隊の災害派遣要請

甚大な被害が発生し、札幌市ののみでは対応しきれない場合、札幌市は速やかに自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊は状況に応じ、又は自主派遣によって被災者の救助や支援を実施する。この際、人命救助を行うため、市内公園・緑地に活動拠点を設ける場合がある。

派遣要請…災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条第1項

本部長(市長)は、地震の規模や被害の状況などにより、自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合は、直ちに北海道知事(石狩振興局地域政策課)に災害派遣を要求するとともに、自衛隊へ情報提供を行う。

知事へ派遣を要求する場合は、次ページに示す派遣要請事項を明らかにした文書により依頼するが、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を送達する。

直接要請

市長は、人命の緊急救助に関し、知事(石狩振興局)に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事と指定部隊との連絡が不能である場合等のときは、指定部隊の長に直接通知することができる。(この場合、速やかに石狩振興局に連絡し、正規の手続をとる。)

【派遣要請事項】

- 災害状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

自主派遣…自衛隊法第83条第2項

地震規模や災害の状況等により、特に緊急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがないと認められる場合、自衛隊は要請を待つことなく部隊を派遣することができる。

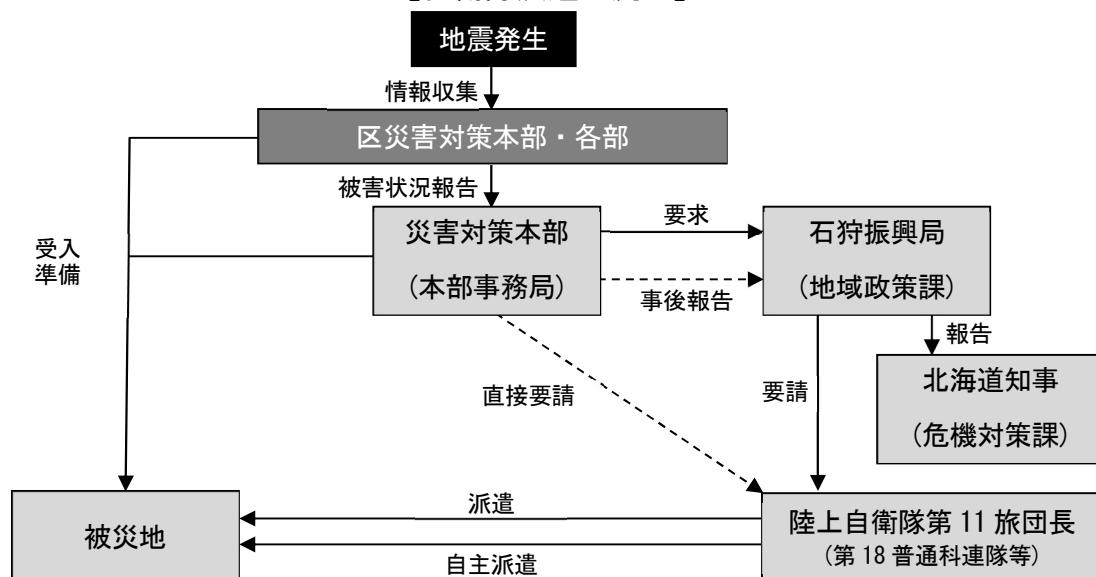
【自主派遣の基準…「防衛省防災業務計画」から】

- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援措置をとる必要があると認められること。
- 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

【自衛隊「札幌震災対処計画」の概要】

陸上自衛隊北部方面隊では、札幌市で大規模な地震の発生により甚大な被害が発生した場合は、通常の派遣担当部隊である陸上自衛隊第11旅団(札幌)のみならず、第7師団(千歳)、第2師団(旭川)、第5旅団(帯広)の事前に指定された部隊が災害応急対応にあたる。

【自衛隊派遣の流れ】



第3 緊急消防援助隊の要請

大規模な災害発生により、札幌市の消防力で対応が困難な場合は、広域的な消防応援により災害対応を行う。

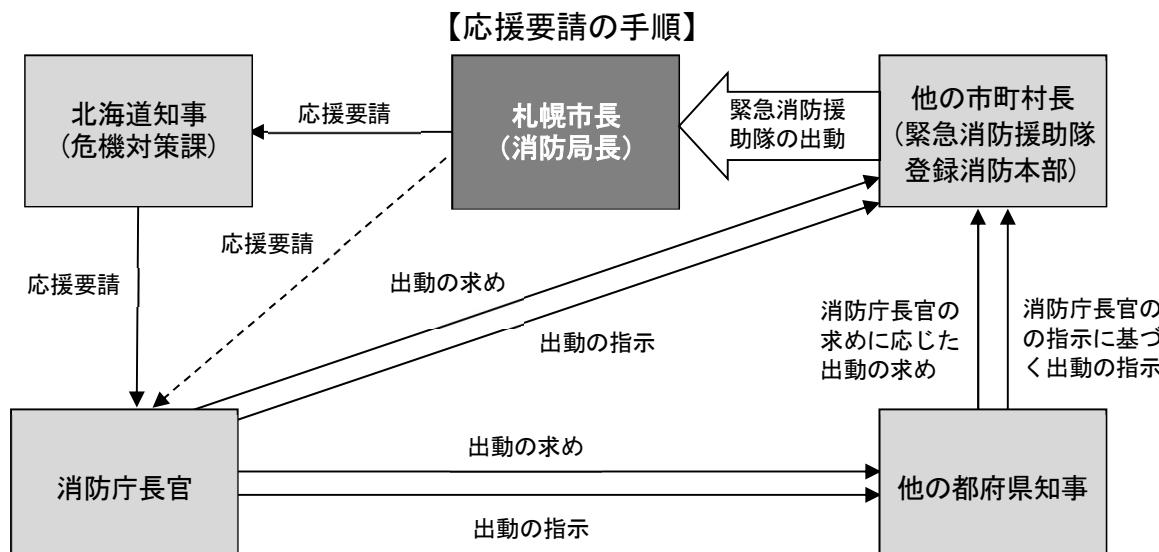
応援要請…消防組織法第44条

本部長(市長)は、災害の規模、被害の状況から本市消防力及び道内の消防応援だけでは対応が困難と判断し、緊急消防援助隊による応援活動が必要と判断した場合、消防組織法の規定に基づき、北海道知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の応援要請を行う。

ただし、知事に連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。

消防庁長官指示…消防組織法第44条

消防庁長官は、大規模な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、緊急消防援助隊の出動を指示することができる。



【応援要請事項…緊急消防援助隊運用要綱(別記様式1-2)】

- ・災害発生日時、場所
- ・災害の種別、被害状況
- ・応援要請日時
- ・必要応援部隊

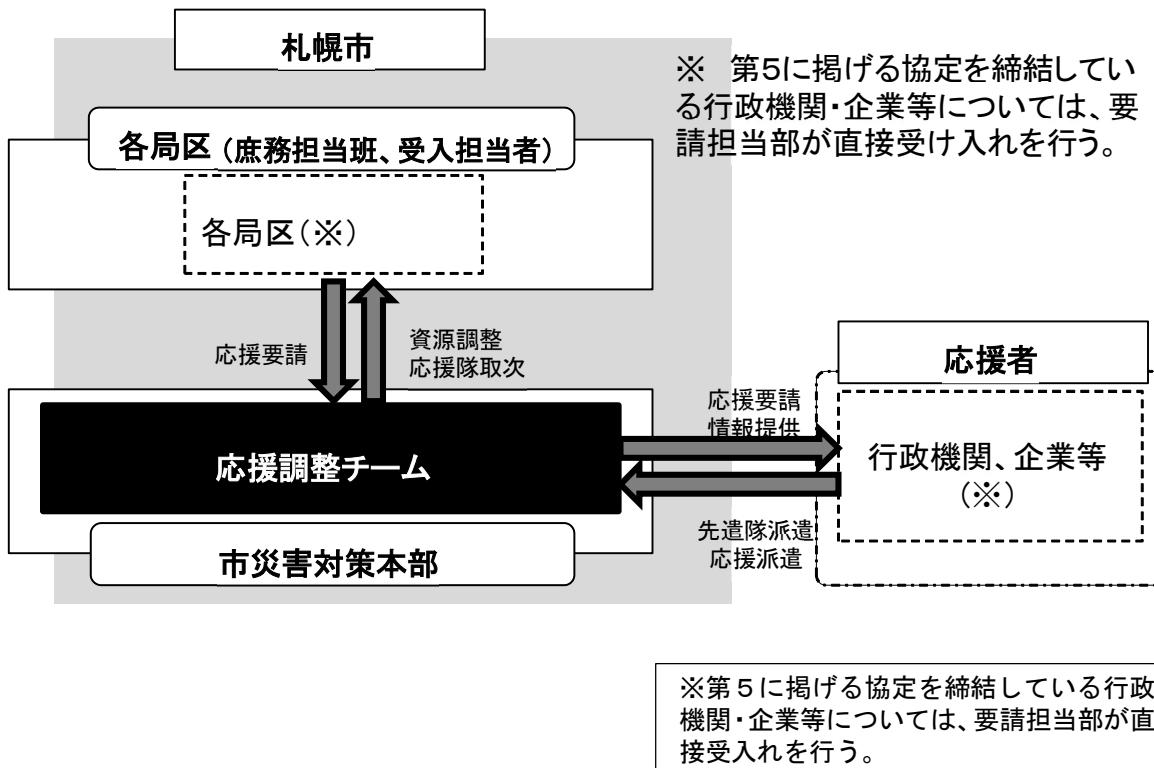
【応援部隊の受入体制】

緊急消防援助隊受援計画(北海道)及び札幌市消防受援計画による

第4 札幌市応援者受入計画に基づく応援受入体制

札幌市業務継続計画の非常時優先業務を実施するため、応援者を速やかに受け入れることを目的に策定した札幌市応援者受入計画に基づき、応援者受入れの本市の総合窓口として、災害対策本部内に応援調整チームを設置する。

なお、「第5 応援協定に基づく要請」に基づく応援要請については、要請担当部が直接行う。



第5 応援協定に基づく要請

札幌市は、災害時に関係団体から円滑な協力が得られるよう、応援協定を締結している。

【協定先一覧】

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
総合	大都市災害時相互応援に関する協定	東京都、政令指定都市	食料・飲料水・物資・資機材・車両等の供給、復旧要員の派遣	本部事務局
総合	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、北海道内市町村		本部事務局
総合	災害時における日本郵便(株) 北海道支社と札幌市間の協力に関する協定	日本郵便(株) 北海道支社	施設の利用や集配業務を通じた被災状況の情報提供、広報活動等の協力	本部事務局
総合	札幌圏防災関係機関連絡会	【札幌圏】 小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町 【関係機関】 陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察本部	消火救助救急等の連携、災害情報の収集伝達、緊急物資の調達、ヘリコプターの運用	本部事務局
総合	災害時等の連携に関する協定書	陸上自衛隊 第11旅団第18普通科連隊	情報連絡体制の充実、情報資料の共有、防災訓練・防災に関する会議等への参加	本部事務局
総合	防災に係る連携協定	熊本市	人員や物資に係る協力支援	本部事務局
総合	札幌市と札幌市立大学及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の包括的連携協力に関する協定	札幌市立大学、国立研究開発法人防災科学技術研究所	寒冷地域における防災・減災に関する研究および活動を推進	本部事務局
情報	避難場所広告付看板に関する協定	N T T 北海道電話帳(株)	避難場所の表示	本部事務局
情報	災害時の広報印刷物発行の協力に関する協定	山藤三陽印刷(株)、(株)須田製版	災害時における広報印刷物発行	総務部広報班
情報	災害時における相談業務の応援に関する協定	札幌地域災害復興支援士業連絡会	災害時市政外相談窓口等での相談業務	総務部広報班
情報	大規模災害発生時の情報の通報及び収集に関する協定	(一社)札幌ハイヤー協会、(一社)北海道警備業協会	有線回線の途絶時に災害情報を消防局消防指令管制センターに通報	消防部警防班

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
情報	震度情報等の提供に関する協定	札幌管区気象台、北海道	震度情報を提供し、災害応急対策及び災害復旧等に寄与	本部事務局
情報	災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定	(公財)札幌国際プラザ	外国籍市民の被害軽減のため、多言語による情報提供及び相談対応	総務部国際班
情報	大規模災害時における情報収集に関する協定	(一社)北海道警備業協会	災害情報を消防局消防指令管制センターに通報	消防部警防班
情報	災害発生時等における外国人向け情報発信に関する協定	日本放送協会札幌放送局	災害時等における外国人市民への情報提供	総務部国際班
通信	札幌市防災行政無線局の設置に関する協定	関係機関 災害時基幹病院	災害対策に関する情報連絡	本部事務局
通信	災害時等における緊急放送等に関する協定	(株)ジェイコム札幌及び(株)ジユピターテレコム札幌メディアセンター	災害時等における市民への情報提供	総務部広報班
通信	災害時における非常放送に関する協定	コミュニティ放送局	災害時における市民への情報提供	本部事務局
通信	災害対策基本法施行令第22条に基づく協定	北海道警察本部	災害に関する緊急通知等に係る警察の有線電気通信設備や無線設備の使用	本部事務局
通信	災害等発生時における情報連絡体制に関する協定	厚別消防署、北海道札幌方面厚別警察署、(株)BIPSC	厚別区役所、厚別消防署、厚別警察署が提供する災害等情報を、株式会社BIPSC(コミュニティFM)が放送	厚別区本部総務・情報班
通信	豊平区内の災害発生時等における非常放送に関する協定	北海道札幌方面豊平警察署、(株)エフエムとよひら	相互の情報連絡体制を確保し、株式会社エフエムとよひらが非常放送を通じて区民に災害情報を提供	豊平区本部総務・情報班
消防	北海道広域消防相互応援協定	道内 58 消防本部	消防隊、救助隊、救急隊又は情報収集等を行う支援隊による陸上応援や航空隊による航空応援	消防部警防班
消防	札幌飛行場における消防救難業務に関する協定	東京航空局丘珠空港事務所、陸上自衛隊丘珠駐屯地、北海道札幌方面東警察署	民間航空機の事故・火災等の災害時における、関係機関による消防救難業務	消防部警防班
消防	大規模災害等発生時ににおける傷病者の搬送業務に関する協定	(株)札幌民間救急サービス、札幌寝台自動車(株)	傷病者のうち、軽傷者の搬送を支援	消防部警防班

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
消防	震災時における消防用水等の供給協力に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)、イオン北海道(株)、アサヒビール(株)北海道工場	大規模火災の消火用水等の提供	消防部警防班
消防	大規模火災発生時における消防用水等の搬送協力に関する協定	札幌コンクリート(株)	コンクリートミキサー車による消火用水の搬送	消防部警防班
消防	緊急消防援助隊が宿営する施設の活用に関する協定	(学)札幌大学	全道、全国からの消防の応援部隊の宿営施設等の提供	消防部警防班
消防	大規模災害時における消防活動の支援に関する協定	(一社)札幌消防交友会	消防署等に避難した市民の対応や被害情報収集等の支援	消防部警防班
消防	消防団相互応援協定	江別市、北広島市、千歳市、恵庭市、石狩北部地区消防事務組合	大規模災害時における消防団の相互応援	消防部消防庶務班
医療	札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会	医療救護班の派遣や応急処置等の医療救護活動など医療救護活動	保健福祉部医療調整班
医療	札幌地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定	(一社)北海道医薬品卸売業協会	災害時における医薬品の供給	保健福祉部医療調整班
医療	航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定	北海道、陸上自衛隊北部方面隊、国土交通省東京航空局丘珠空港事務所	札幌飛行場における航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営	保健福祉部医療調整班
輸送	災害時における自動車輸送の協力に関する相互協定書	(一社)札幌地区トラック協会、日本通運(株)札幌支店、ヤマト運輸(株)札幌主管支店、佐川急便(株)北海道支店、北海道福山通運(株)	災害時における自動車輸送の協力	経済観光部経済庶務班
輸送	災害時の輸送など安全で安心して暮らせるまちづくりを進める連携協定書	暁交通(株)	災害時における緊急輸送など、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるもの	北区本部総務・情報班
輸送	災害時における物資の輸送協力に関する協定書	佐川急便(株)北海道支店	災害時における物資の輸送協力	経済観光部経済庶務班

札幌市地域防災計画 地震災害対策編
第3章 災害応急対策計画 第4節 応援派遣要請

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
輸送	災害時における物資の輸送・荷役等に関する相互協定書	(一社)AZ-COM丸和、支援ネットワーク、アート引越センター(株)	災害時における自動車輸送及び荷役等の協力	経済観光部経済庶務班
交通	大規模な災害発生時ににおける支援協定	(一社)北海道警備業協会	市内の緊急輸送道路の交通誘導、避難場所の警備	本部事務局
交通	災害時におけるシェアサイクルの利用等に関する協定書	特定非営利活動法人ポロクル、株式会社ドコモ・バイクシェア	避難場所等への自転車の無償貸出	本部事務局
交通	災害時における緊急輸送等に関する協定書	(一社)札幌ハイヤー協会	応急対策等に必要な機材、物資、人員、要配慮者等の輸送業務 災害状況及び被害情報の収集・通報	本部事務局 消防部警防班
保安	防災管理体制に関する協定書	地下鉄各駅と地下通路で連結する接続ビル等	災害時における市民の安全確保についての相互支援	交通部高速電車・軌道班
物資	災害時における資機材の供給に関する協定	三和物流サービス株式会社、(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション	災害時における資機材の供給	本部事務局
物資	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	合同容器(株)	災害時における段ボールベッド等の供給	本部事務局
物資	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	都府県市	緊急・応急的措置として、生鮮食料品の確保を図る	経済観光部市場班

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
物資	災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定	イオン北海道(株)、生活協同組合コープさっぽろ、(株)伊藤園、サッポロホールディングス(株)及びサッポロビール(株)、日糧製パン(株)、(株)ビバホーム、(株)セブン-イレブンジャパン、スターフェスティバル(株)、(株)セコマ、(株)セイコーフレッシュフーズ、(株)北燐食品、(株)サッポロドラッグストアー、NPO法人コメリ災害センター、(株)ローソン、(株)ラルズ、コアレックス道栄(株)、(株)東光ストア	災害時において生活物資を供給するとともに、価格高騰の防止など、物資の安定供給について	経済観光部経済庶務班
物資	道内卸売市場による災害時相互応援協定	道内 26 地方卸売市場	生鮮食料品の安定供給のための相互支援	経済観光部市場班
物資	電光掲示板付き自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	電光掲示板付き自動販売機による防災情報の提供及び販売機内商品の提供	子ども育成部子ども庶務班、白石区本部総務・情報班、清田区本部総務・情報班、西区本部総務・情報班
物資	災害時における資機材のレンタルに関する協定	株式会社ダイワテック	災害時におけるレンタル資機材の提供	本部事務局

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
物資	災害時における物資の保管等に関する協定書	札幌倉庫協会	食料、生活雑貨品、医薬品、防災資機材等の物資の保管等	経済観光部経済庶務班
物資	災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定	トヨタ L&F 札幌株式会社	災害時におけるフォークリフトの提供	本部事務局
燃料	災害時における燃料等供給の協力に関する協定	札幌地方石油業協同組合	自動車・庁舎等の施設における非常電源や、避難場所運営のため燃料供給	本部事務局
燃料	災害時におけるLPGガス供給の協力に関する協定	(一社)北海道LPGガス協会石狩支部	LPGガスの供給に必要な物資の供給とその運搬支援の協力	本部事務局
燃料	災害等の発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	LPGガスの応急措置・復旧工事、収容避難場所等へのLPGガス供給・関連機器工事、大規模火災現場のLPGガス設備撤去等	本部事務局
燃料	災害時の避難所等における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	トヨタ自動車(株)、札幌トヨタ自動車(株)、札幌トヨペット(株)、トヨタカローラ(株)、ネッツトヨタ札幌(株)、ネッツトヨタ道都(株)、日産自動車(株)、北海道日産自動車(株)、札幌日産自動車(株)、日産プリンス札幌販売(株)、ホンダ技研工業(株)、(株)ホンダカーズ札幌中央、(株)ホンダ四輪販売北海道、三菱自動車工業(株)、北海道三菱自動車販売(株)	避難所等への電力供給を目的とした市内自動車販売店の試乗車(燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車)の貸与を受ける	環境部環境保全班
燃料	災害時における札幌市円山動物園への軽油等燃料の供給に関する協定	中和石油株式会社	地震及び風水害等発生時における、飼育動物保全のための軽油、ガソリンその他燃料の供給	環境部動物園班

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
ライ ライン	災害時における下水道管路の復旧調査等に関する協定	札幌下水道災害支援協力会	被災した下水道管路の復旧に必要な調査等協力	下水道河川部管路施設班
ライ ライン	下水道事業における災害時支援に関するルール	(公社)日本下水道協会	都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制に関するルール(全国ルール)	下水道河川部下水道調整班
ライ ライン	下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール	東京都、政令指定都市	大都市の下水道が被災した場合の支援体制、役割等に関するルール(大都市ルール)	下水道河川部下水道調整班
ライ ライン	災害時等における下水処理施設の事業継続支援に関する協定	札幌市下水処理施設事業継続支援協力会	災害時等に下水処理施設の運転管理業務を継続するための支援等協力	下水道河川部処理施設班
ライ ライン	災害時等における下水処理設備の事業継続支援に関する協定	ポンプ設備業者及び電気設備業者 13 社	災害時等に下水処理設備の揚水機能を確保するための支援等協力	下水道河川部処理施設班
ライ ライン	19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都、政令指定都市(千葉市、相模原市を除く)	飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供	水道部水道庶務班
ライ ライン	札幌市水道局と仙台市水道局との現地調整隊としての活動に関する覚書	仙台市	被害情報の集約、応援活動に関する指揮・命令系統の確立、応援活動状況の把握	水道部水道庶務班
ライ ライン	札幌市水道局と川崎市上下水道局との現地調整隊としての活動に関する覚書	川崎市	被害情報の集約、応援活動に関する指揮・命令系統の確立、応援活動状況の把握	水道部水道庶務班
ライ ライン	連携協力に関する基本協定	北広島市、小樽市、江別市	緊急時連絡管整備、その他災害時の相互応援	水道部水道庶務班
ライ ライン	緊急時連絡管の運用及び維持管理等に関する協定	北広島市、小樽市、江別市	応援給水(水道水の相互融通)	水道部水道庶務班
ライ ライン	災害時における復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設機能の早期復旧のための巡回、点検、調査、清掃、修繕等の業務の支援協力	下水道河川部管路施設班
ライ ライン	大規模災害時における札幌市土木施設等の応急対策業務に関する協定	(一社)札幌建設業協会	大規模又は広域的な災害時における土木施設等の被害拡大防止、被災施設の早期復旧のための応急対策に関する業務協力	下水道河川部下水道調整班、建設部、交通部、水道部

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
ライフ ライン	災害時における下水道技術支援協力に関する協定	(公社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部	災害時における下水道施設の被害拡大防止、被災施設の早期復旧のための技術支援協力	下水道河川部下水道調整班
ライフ ライン	災害時相互応援に関する協定	(公社)日本水道協会北海道地方支部	応急給水、応急復旧及び応急復旧用資材の提供	水道部水道庶務班
ライフ ライン	災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定書	(一財)さっぽろ水道サービス協会	応急給水及び水道施設等の応急活動	水道部水道庶務班
ライフ ライン	災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定書	札幌市管工事業協同組合	応急給水、応急復旧	水道部水道庶務班
ライフ ライン	災害時等における水道の応急給水活動の応援に関する協定書	札幌環境維持管理協会	応急給水活動	水道部水道庶務班
ライフ ライン	災害時等における水道の応急給水活動等の応援に関する協定書	札幌市水道メータ検針委託事業者	応急給水、広報活動	水道部応急給水班
ライフ ライン	災害等の発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定	(一財)北海道電気保安協会	電力復旧の応急対策・工事、収容避難場所等への自家発電機の手配・設置等	本部事務局
ライフ ライン	災害時の応急対策における解体撤去等に関する協定	(一社)北海道解体工事業協会	道路等の安全が保たれない場合の緊急輸送路等の確保や消防活動時において支障となる建物等の解体撤去等	本部事務局
ライフ ライン	災害時等における無人航空機の運用に関する協定書	北海道電力ネットワーク(株)	無人航空機を利用した災害時の被害状況の共有	本部事務局
ライフ ライン	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力(株)・北海道電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)	災害時の情報共有及び復旧における相互協力	本部事務局
公共施設	北海道における災害時等の相互協力に関する協定	北海道開発局、北海道	土木施設等の被害の拡大防止と早期復旧	建設部建設庶務班
公共施設	札幌市と札幌市全区灾害防止協力会連絡協議会との災害時における連携協力に関する協定	札幌市全区灾害防止協力会	各区灾害防止協力会との協定における各区単独の灾害防止協力会のみでは十分な対応がとれない場合に、区をまたいだ応援協力体制を確立	建設部道路維持班、みどり班、下水道河川部河川調整班
公共施設	区域内に所在する公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定 等	各区灾害防止協力会 等	区域内の公共土木施設について、被害調査・応急対策による、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧	区灾害対策本部

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
公共施設	札幌市と北海道造園緑化建設業協会札幌支部との災害時等における連携協力に関する協定	北海道造園緑化建設業協会札幌支部	公園及び街路樹等について、被害調査・応急対策による、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧	建設部みどり班
公共施設	札幌市と札幌市設計同友会における災害時等の連携協力に関する協定	札幌市設計同友会	災害時等に道路施設及び河川施設の緊急または応急対策に係る点検・調査業務等を行うための支援等協力	建設部道路維持班、下水道河川部河川調整班
公共施設	災害時における市有施設の応急被害調査に関する協定	(一社)北海道建築士事務所協会札幌支部、(一社)北海道設備設計事務所協会	市有施設の応急被害調査等に関する協力	都市部建築班
公共施設	災害時等における連携協力に関する協定	(一社)北海道土木コンクリートブロック協会	災害時に札幌市とコンクリートブロック協会が協力し、土木施設の緊急または応急対策に係る資材の調達に関して円滑に進め、被害の拡大防止と土木施設の早期復旧を図る	下水道河川部河川調整班、建設部道路維持班
公共施設	災害時における市有施設の応急修理等に関する協定	(一社)札幌建設業協会、(一社)札幌中小建設業協会、(一社)北海道電業協会、札幌電気工事業協同組合、(一社)札幌空調衛生工事業協会、札幌市管工事業協同組合、(一社)札幌電設業協会、札幌弱電設備業協同組合、札幌建工具業協同組合	市有施設の応急修理等に関する協力	都市部建築班
公共施設	災害等の発生時における札幌市と札幌塗装工業協同組合の応急・復旧活動の支援に関する協定	札幌塗装工業協同組合	避難所等での断熱シート及びブルーシートの張付け、浸水等による泥土の洗浄作業等	本部事務局
公共施設	札幌市と札幌市測友会との災害時等における連携協力に関する協定	札幌市測友会	札幌市が管理する札幌市公共基準点の緊急または応急に係る点検・調査の実施	建設部道路維持班

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
公共施設	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	国土交通省国土地理院	国土地理院及び札幌市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供	建設部道路維持班
公共施設	災害時等における連携協力に関する協定	(一社)日本碎石協会札幌支部	災害時に札幌市と日本碎石協会が協力し、土木施設の緊急または応急対策に係る資材の調達に関して円滑に進め、被害の拡大防止と土木施設の早期復旧を図る	下水道河川部河川調整班、建設部道路維持班
公共施設	災害時等における施設利用の協力に関する協定	大和リース(株) 北海道支店	災害時における本庁舎その他施設の代替施設としての市民ホールの利用に関する協力協定	本部事務局
公共施設	災害時等における施設利用の協力に関する協定	(株)プリンスホテル	災害時における本庁舎その他施設の代替施設としての札幌プリンスホテルの利用に関する協力協定	本部事務局
公共施設	災害時における協力体制に関する基本協定	北海道札幌方面 豊平警察署、株式会社札幌ドーム	災害時における代替施設の提供等	スポーツ部庶務班
公共施設	災害対策への協力に関する協定	札幌矯正管区、札幌刑務所、札幌少年鑑別所	指定避難所（地域避難所）の指定及び開設に関する協定	本部事務局、東区
環境	災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定	片桐機械(株)	災害時における仮設トイレの供給協力	環境部トイレ対策班
環境	札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定	道内 13 市町村及び一部事務組合	災害時の廃棄物処理に関する相互支援	環境部庶務班
環境	震災等廃棄物処理の支援に関する協定	(公社)北海道産業資源循環協会	災害時に札幌市が行う廃棄物処理への支援	環境部がれき処理班
環境	災害時における家庭系一般廃棄物等の収集運搬に関する協定	家庭ごみ収集の委託業者 8 社及び札幌環境維持管理協会の 9 団体	大規模災害が発生した場合における家庭系一般廃棄物等の円滑な収集運搬	環境部清掃班
環境	災害時における建設機械器具の支援に関する協定	(一社)日本建設機械レンタル協会北海道支部・札幌地区部会	災害時に必要な資材等の提供	本部事務局

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
環境	災害時における石綿モニタリング等に関する協定書	北海道環境計量証明事業協議会	災害時における石綿(アスベスト)の飛散状況を把握するための環境モニタリングに関する協力	環境部環境保全班
保健	大都市衛生主幹局災害時相互応援に関する確定都市認書	東京都、政令指定都市	大都市災害時相互応援に関する協定のうち、衛生主幹局所管業務の定め	保健福祉部保健福祉庶務班
保健	大都市民生主幹部局大規模災害時相互応援に関する覚書	東京都、政令指定都市	高齢者や障がい者等の福祉に係る人材・物資・施設等について支援	保健福祉部保健福祉庶務班
保健	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	札幌市老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会	災害時における要配慮者の施設受入れに関する協力	保健福祉部高齢保健福祉班
保健	災害時における緊急受入れに関する協定書	札幌市身体障がい者福祉事業連絡協議会、札幌市知的障がい福祉協会	災害時における障がい(知的・身体)の施設受入れに関する協力	保健福祉部障がい保健福祉班
保健	災害時における動物救護活動に関する協定書	北海道、旭川市、函館市、(公社)北海道獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会	被災動物救護活動	保健福祉部動物管理班
保健	災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社)全国靈柩自動車協会	災害時における遺体の搬送	保健福祉部保健福祉庶務班
保健	災害時における札幌市里塚斎場の火葬に要する人員の派遣と機材の提供に関する協定書	富士建設工業(株)	災害時における火葬に要する人材の派遣と機材の提供	保健福祉部斎場班
保健	災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	札幌公衆浴場商業協同組合	避難所生活者等の入浴及び生活用水の提供	保健福祉部生活衛生班
保健	災害時の福祉避難場所の設置運営に関する協定	札幌市内ホテル連絡協議会、札幌ホテル旅館協同組合、定山渓温泉旅館組合	災害時における要配慮者の受入れ	保健福祉部保健福祉庶務班
保健	災害時の福祉避難場所の設置運営に関する協定	特別支援学校	災害時における在校時の児童生徒の受入れ	保健福祉部保健福祉庶務班

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
保健	福祉避難場所等への学生等ボランティアの派遣協力に関する協定	札幌市立大学、北海道大学（大学院保健科学院及び医学部保健学科）、天使大学、札幌保健医療大学、日本医療大学、北海道科学大学	福祉避難場所等の運営の支援	保健福祉部保健福祉庶務班
保健	福祉避難場所等への介護福祉士の派遣協力に関する協定	(一社)北海道介護福祉士会	福祉避難場所等の運営の支援	保健福祉部保健福祉庶務班
帰宅困難者	災害時における旅行者の受入れ等に関する協定	札幌市内ホテル連絡協議会、札幌ホテル旅館協同組合、定山渓温泉旅館組合	災害時における旅行者の受入れ等	経済観光部観光班
帰宅困難者	災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定	三井不動産(株)、(株)さっぽろテレビ塔、(株)福山倉庫、(株)北陸銀行及び(株)北海道銀行、第一生命保険(株)、Silverado(同)	災害時における一時滞在施設の提供等	本部事務局
帰宅困難者	札幌市民交流プラザ(札幌文化芸術劇場及び札幌文化芸術交流センター)の一時滞在施設運営に関する協定	公益財団法人札幌市芸術文化財団	災害時における一時滞在施設の提供等	市民文化部緊急応援班
帰宅困難者	札幌エルプラザ公共4施設の一時滞在施設運営に関する協定	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	災害時における一時滞在施設の提供等	市民文化部市民生活班
帰宅困難者	災害時等における帰宅困難者の支援に関する協定	大和リース株式会社北海道支店	災害時における一時滞在施設の提供等	教育教育部教育庶務班

種別	協定名	協定先	協定内容	要請担当部
帰宅困難者	災害時における民間一時滞在施設としての協力に関する協定	(株) ホスピタリティオペレーションズ、(株) プリンスホテル、(株) 第一ホテル、アパホテル(株)、(株) グランビスタ ホテル&リゾート 札幌グランドホテル、(株) 京王プラザホテル札幌、プレミアホテル TSUBAKI- 札幌、(株)マイステイズ・ホテル・マネジメント、(株) グランビスタ ホテル&リゾート 札幌パークホテル、クロスホテルズ(株)、(株)ハマノホテルズ	災害時における旅行者の受入れ等	経済観光部観光班
復旧・復興	災害時における宅地の防災に関する協定	(一社) 地盤品質判定士会	災害発生時に行う宅地の災害対策業務及び宅地の災害予防のための啓発活動	都市部都市庶務班
復旧・復興	災害時応急危険度判定活動連携協定	(一社) 北海道建築士会 札幌支部	地震災害発生時における、札幌市が行う応急危険度判定活動等への協力	都市部建築指導班
復旧・復興	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	独立行政法人住宅金融支援機構	災害発生時における住宅の早期復興の支援	都市部都市庶務班

第5節 消防活動

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 消火活動	消防部	(一社)札幌ハイヤー協会、(一社)北海道警備業協会、(株)札幌民間救急サービス、札幌寝台自動車(株)
第2 救助・救急活動		

この節の対策で想定される事態と課題
○市内の各所で建物の倒壊によって救出の要請が殺到するが、資機材等の不足により、救出活動が遅れる。
○地震発生直後から、市内の各所で火災が発生し、消火の出動要請が消防署に殺到するが、火災件数が多く、すべてに対応することは不可能となる。消防車両が火災現場へ駆けつけるが、道路の渋滞等によって到着が遅くなる。
○大規模火災が発生した場合等では、市外の消防力の応援も必要となる。
○水道管の破損等によって、消火栓が使用不能となり消火活動が困難となる。
○停電した場合には、電力復旧時に、電気機器の電源が入った状態での再通電に起因する、通電火災が多発する可能性がある。

第1 消火活動

地震により火災が発生した場合は、高所監視カメラ、消防ヘリコプターからの映像情報、活動中の各消防隊や各消防団からの情報、協定に基づく(一社)札幌ハイヤー協会・(一社)北海道警備業協会や市民からの通報等により情報収集し、消防部隊の運用等の方針を決定する。

同時多発火災が発生した場合は、避難場所や病院など市民生活に影響がある施設、火災の拡大により市民に重大な危険が迫っている地区等を優先して消火する。水道管破損のために消火栓が使用できない場合は、耐震性貯水槽、河川水、プール、ビルの受水槽等の水利を活用する。

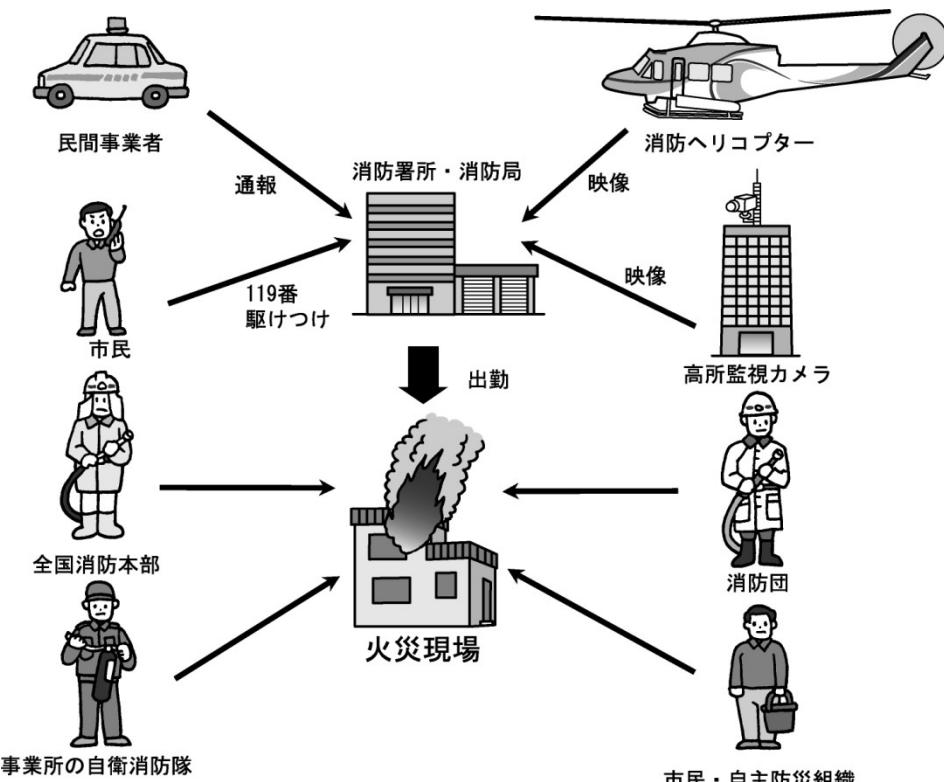
大規模な地震が発生した場合は、北海道広域消防相互応援協定に基づき北海道内の消防本部に応援を要請するとともに、全国の消防本部には緊急消防援助隊の出動を要請する。

現場では消防団、事業所の自衛消防隊、町内会の自主防災組織等と連携し消火活動を行う。

【消火活動の原則】

- ①重要地域優先：人命の危険及び延焼拡大危険の高い地域
- ②重要対象物優先：公共施設、医療施設、福祉施設、学校等
- ③避難場所及び避難路の確保優先：避難場所、避難路
- ④市街地優先：危険物施設及び大規模工場等から出火した場合は、市街地延焼火災を優先
- ⑤消火可能地域優先：同じ優先度の場合は、消火可能地域を優先

【消火体制】



【関連対策】

【業務マニュアル等】

予防第8節

札幌市消防局警防規程、札幌市消防局警防活動要領、札幌市消防団災害活動等要綱、大規模災害発生時の情報の通報及び収集に関する協定書、北海道広域消防相互応援協定、札幌飛行場における消防救難業務に関する協定、震災時における消防用水等の供給協力に関する協定、大規模火災における消防用水等の搬送協力に関する協定

第2 救助・救急活動

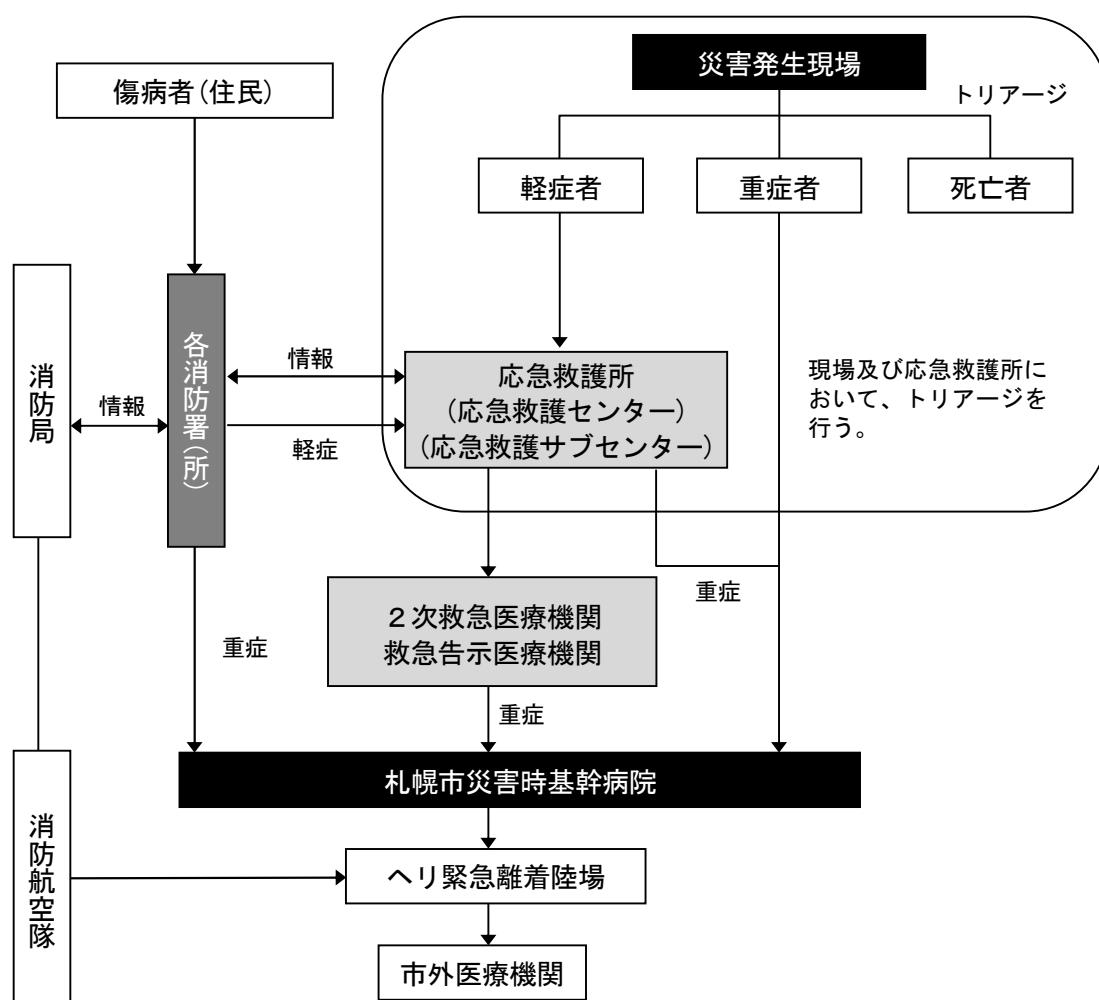
救助活動は、地域住民、警察、自衛隊と連携し、活動分担を明確にして効率のよい活動を実施する。救助活動は、消火活動との関連から、火災現場や重要な施設での救助を優先的に実施する。重機等の機材が必要な場合は、災害対策本部等を通じて、建設業者等の協力を要請する。

救助された傷病者のうち、重症者は災害時基幹病院へ救急車で搬送し、軽症者は応急救護所へ、民間救急車、消防団等が搬送等を行う。市外の医療機関へはヘリコプターにて搬送する。

【救助活動等の原則】

- ①火災現場優先：火災現場における救助を優先
- ②重要対象物優先：公共施設、医療施設、福祉施設、学校等における多数の救助を必要とする施設を優先
- ③活動効率重視：短時間により多数の救助が可能な現場を優先
- ④重症者優先：救命措置が必要な重症者を優先

【救急活動の流れ】



第6節 応急医療・救護

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 応急救護体制	保健福祉部医療調整班、区本部保健医療班	(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会、災害派遣医療チーム(DMAT)、自衛隊(衛生隊)、日本赤十字社
第2 医薬品・医療資器材・血液等の確保	保健福祉部医療調整班、区本部保健医療班	(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会、北海道赤十字血液センター、(一社)北海道医薬品卸売業協会
第3 避難所等における保健医療活動	保健福祉部保健所班、区本部保健医療班、区本部避難所班	(一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会、(公社)北海道柔道整復師会札幌ブロック

この節の対策で想定される事態と課題
○地震発生時には、建物の倒壊、家具の転倒、窓ガラスの飛散、落下物等により同時に多数の傷病者が発生する。地震直後には、これらの傷病者が救護所、医療機関に一度に集中するため、最優先治療対象者を選別するトリアージを行うことが必要である。
○病院等医療機関の建物や職員の被災、断水、非常用発電機や燃料の備蓄不足等に伴い、医療活動の継続が困難となり、機能停止する医療機関が発生する。
○市内の医療機関での病床の不足、機能の低下に伴い、傷病者の広域搬送が必要となる。
○道路の渋滞等により救急車による搬送に時間がかかる。
○地震災害では挫滅症候群(クラッシュシンドローム)といった傷病者への対応が必要となる。
○避難所生活が長期にわたると、被災者や救援者の間に風邪が流行したり、ストレス反応、PTSD(心的外傷後ストレス障害)及び適応障害等の状態に陥る者が発生するほか、慢性疾患患者に対する治療の継続、高齢者に対する保健指導等の必要性が生じる。

第1 応急救護体制

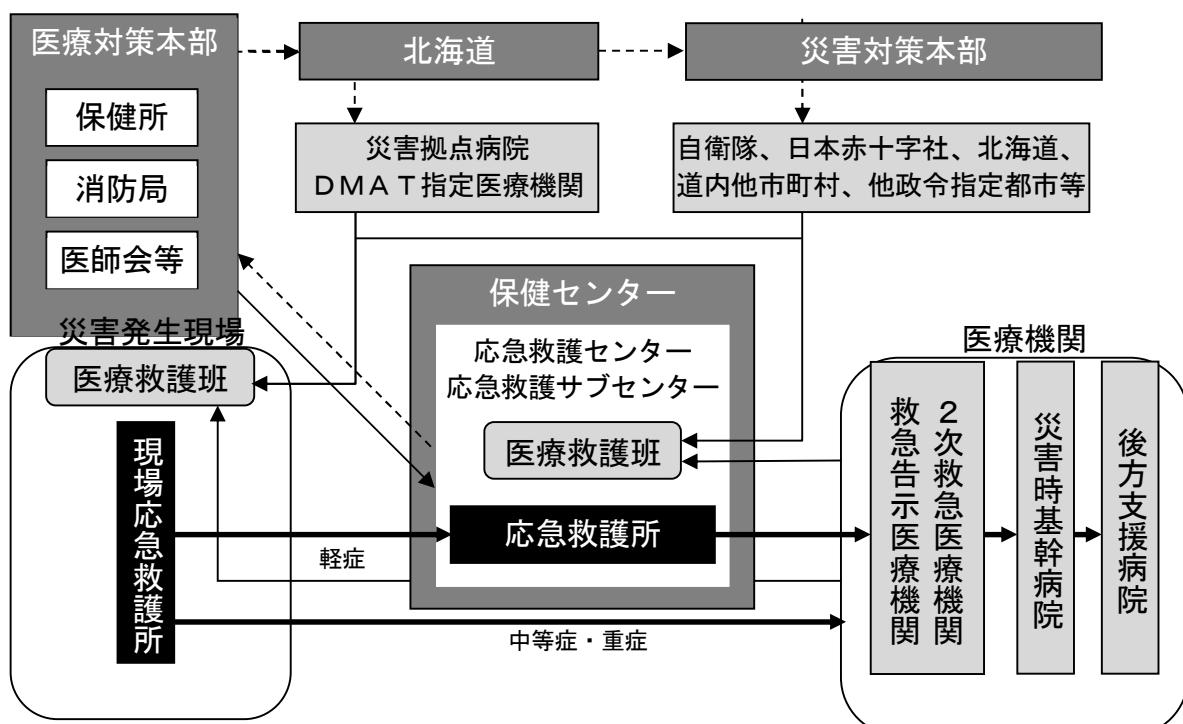
災害発生時には、各区の保健センター内に「応急救護センター」を設置し、医療情報の収集、医療班の編成・派遣等、区単位の医療対策を実施する。「応急救護センター」内には、「応急救護所」を設置し、主にウォークイン等で来所した軽症の傷病者や発災現場から搬送された傷病者のトリアージ、応急手当等を行い、中等症～重症者を基幹病院等の医療機関に搬送する。また、必要に応じて近隣の学校等に「応急救護センター」の機能を補完する「応急救護サブセンター」を設置する。保健所内には、医療救護活動の関係団体の責任者等で構成される「医療対策本部」を設置し、市全体の医療救護活動の調整を行う。

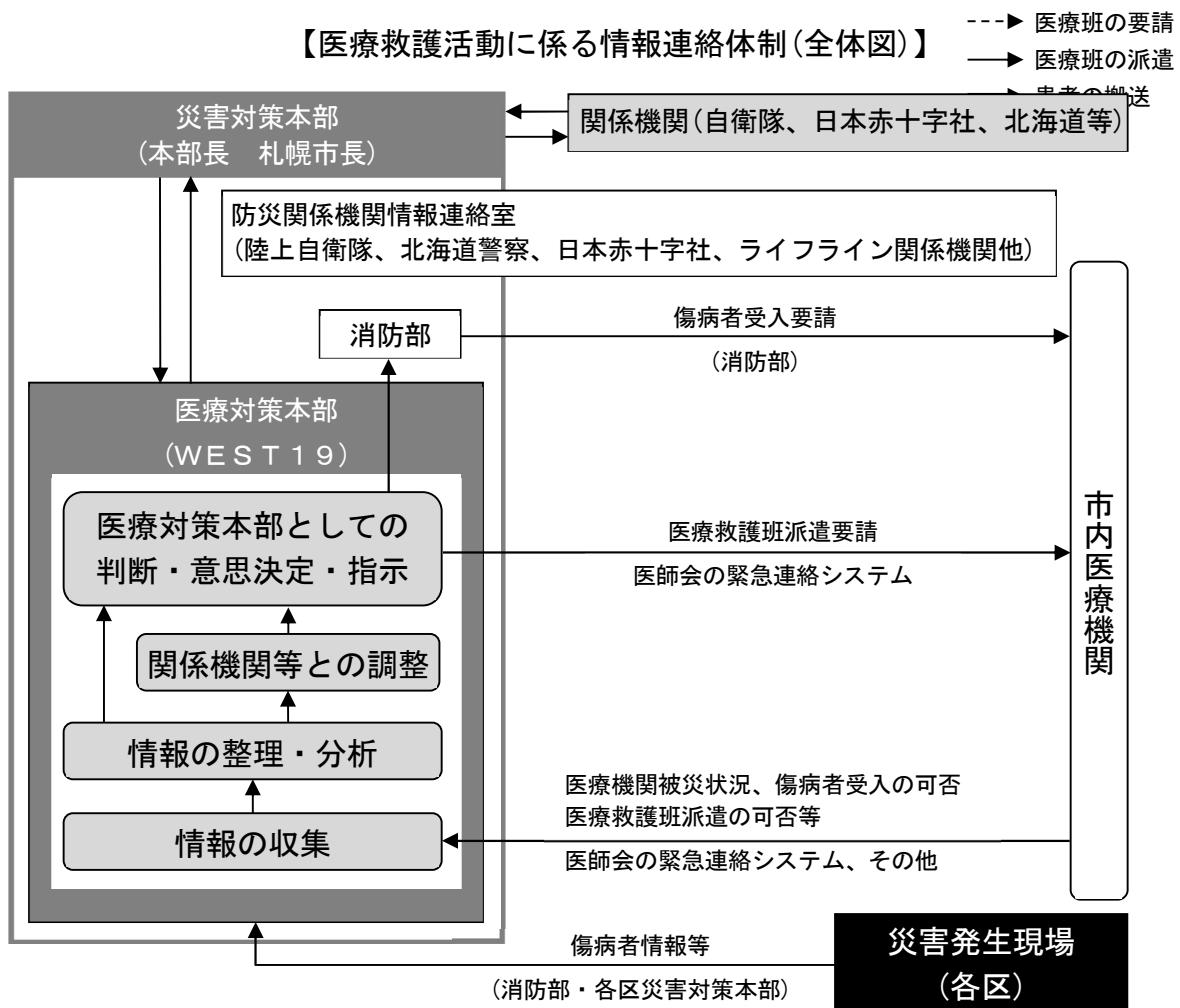
一方、慢性疾患により透析が必要な患者に対する治療は、市内の医療機関で行うほか、近隣都市及び道内主要都市に移送し対応する。挫滅症候群(クラッシュシンドローム)等の緊急に透析が必要な患者に対する治療は、災害時基幹病院等、集中治療設備(I C U)を有する医療機関で対応するが、医療機関が被災した場合は、他都市の医療機関に応援を要請する。

精神科医療については、災害時精神科医療基幹病院等により対応し、必要に応じてD P A T (災害派遣精神医療チーム)の派遣を要請する。

保健所の役割 (医療対策本部)	①各区における医療救護活動に関する総括、総合調整 ②応急救護センターの支援 ③市民に対する災害時対応に関する普及啓発
保健センターの役割 (区保健医療班)	①応急救護センターの設置、運営 ②応急救護所の設置 ③応急救護サブセンターの設置、運営

【医療救護体制の流れ】





【災害時各施設の機能】

応急救護センター	①医療救護活動に関する保健所、区災害対策本部及び医療機関等との連絡調整 ②管内医療機関の被災状況の把握と情報の提供 ③集結した医療従事者の受け入れ及び医療班の編成、配置調整、派遣 ④非常用医薬品、医療資器材等の保管場所の確保、受け入れ、管理等 ⑤災害時救急医療情報システムの端末設置場所 ⑥伝染病患者の隔離や消毒等の防疫対策の実施
応急救護所	①傷病者のトリアージ ②中等症～重症者の災害時基幹病院等への搬送調整 ③軽症者の応急処置と受入医療機関の案内 ④要配慮者に対する保健活動及び避難所巡回による保健活動
応急救護 サブセンター	①応急救護所の分室 ②医療従事者の一時待機場所 ③医薬品・医療資器材の保管

【関連対策】

予防第9節第1項、応急第5節第2項

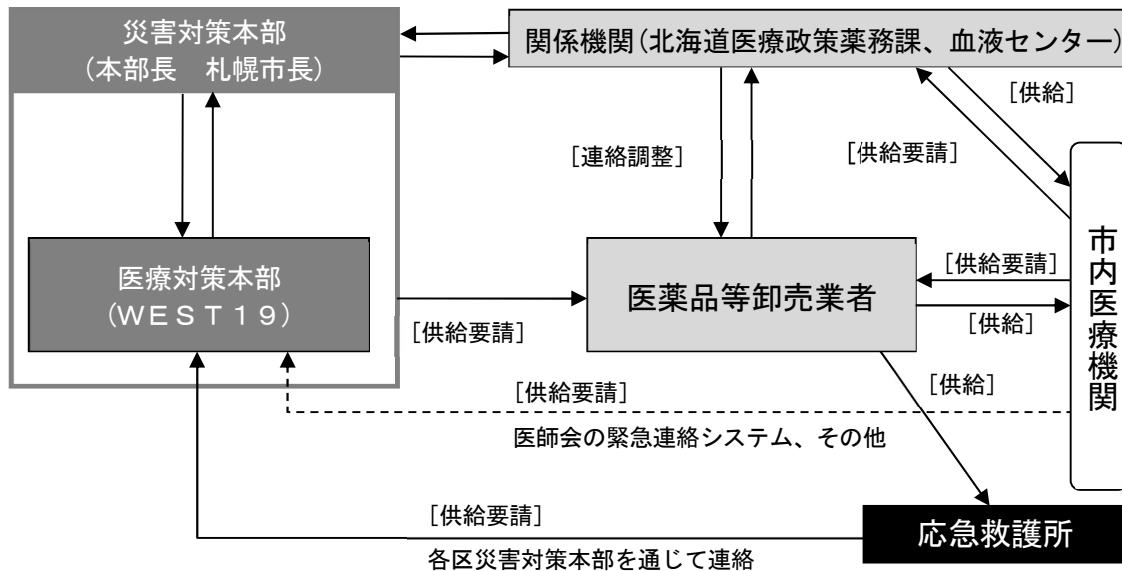
【業務マニュアル等】

札幌市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定((一社)札幌市医師会、(一社)札幌歯科医師会、(一社)札幌薬剤師会)

第2 医薬品・医療資器材・血液等の確保

応急救護所及び医療機関が使用する医薬品・医療資器材・血液等は、医療対策本部を通じて(一社)北海道医薬品卸商業協会、北海道赤十字血液センター等に支援を要請する。不足する場合は、北海道を通じて調達する。

【医薬品・医療資器材・血液等の供給に係る連絡体制】



【関連対策】

【業務マニュアル等】

予防第9節第1項

札幌市災害医療救護活動計画、札幌市地域防災計画に基づく災害時における医薬品等の供給等に関する協定((一社)北海道医薬品卸商業協会)

第3 避難所等における保健医療活動

避難所での生活が長期にわたる場合、エコノミークラス症候群や感染症、ストレス関連障害、生活不活発病等の健康課題が発生しやすい。

そのため、これらを予防し、早期に対応するために、保健医療専門職による心身の健康状態の把握や健康相談及び適切な医療（歯科医療含む）の提供が必要である。

特に、高齢者をはじめとする要配慮者に対しては、継続的な治療を要する場合も多いことから医療機関との調整が重要である。

また、身体的なケアのみならず、心のケアについても早期から体制を講じる必要がある。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ～24時間以内	初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none">・応急救護センター、避難所設置と住民への周知・関係団体への支援要請・避難者の健康管理、処遇調整・衛生管理、環境整備・生活用品の確保・災害弱者への支援・医療機関の診察情報の把握 等
～72時間以内	市民の生命・安全の確保	<ul style="list-style-type: none">・これらのケア対策の検討、実施・避難者の健康状態把握、健康調査・健康相談の実施・要配慮者への支援（医療調整）・保健、医療、福祉の情報提供 等
72時間～	市民の生活の安定	<ul style="list-style-type: none">・これらのケア対策の検討、実施・避難者の健康状態把握、健康調査・健康相談の実施・要配慮者への支援（医療調整）・保健、医療、福祉の情報提供 等

第7節 避難

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 避難体制	区本部総務・情報班、消防部 消防署班	自衛隊・警察
第2 避難場所の運営	区本部避難所班	札幌市社会福祉協議会、 ボランティア団体、(一社)北海道警備業協会
第3 帰宅困難者対策	本部事務局	北海道、周辺市町村、交通 関係機関、駅周辺の公共 施設・大型施設等、宿泊施 設
第4 感染症の自宅療養者 等への対応	保健福祉部、本部事務局、区 本部避難所班	宿泊療養施設等

この節の対策で想定される事態と課題

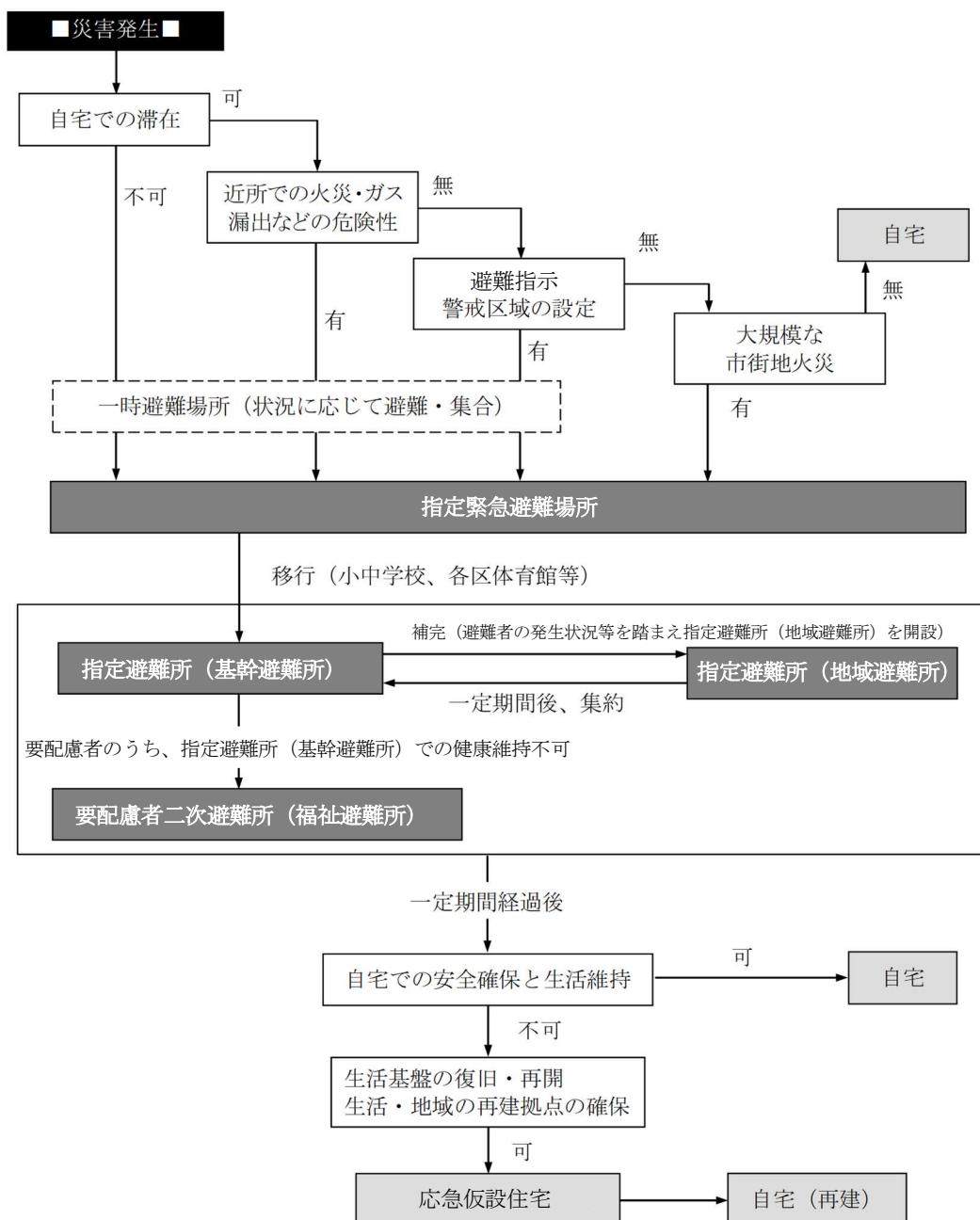
- 地震発生直後に最大で約9万人の避難所避難者が想定されており、多数の避難場所が開設されることとなり、避難者の把握など情報収集が困難となる。
- 地震発生から1週間後に最大で約7万8千人の避難所外避難者、その内約2万5千人の車中泊避難者が想定されており、避難状況の把握が困難となる。
- 避難直後から飲料水、食料などの物資の供給のほか仮設トイレが必要となる。また、冬季の寒さ対策として、毛布、寝袋が必要となる。
- 夏季には、日差しを避け室内温度を適切に保つ、こまめな水分補給を呼びかける等、熱中症警戒アラートを活用した熱中症予防対策が必要となる。
- 避難所において、インフルエンザ等の感染症がまん延しないよう、施設の衛生管理や避難者の健康管理等の感染症対策が求められる。
- 避難生活が長期にわたる場合は、高齢者、障がいのある方など、要配慮者へのケアや、避難者の健康管理が必要となる。
- 要配慮者、女性、子ども、性的マイノリティの方等、多様なニーズへの配慮が可能となるよう、相談窓口の設置や女性の視点を取り入れた避難場所環境の改善及び確保などが必要となる。
- 多数のペット同行避難が想定されており、飼育場所や飼育ルールに関して問題が生じる。動物救護に係るボランティアの需要が高まる。
- 長期にわたる避難所運営は、避難者による自主的な運営にまかせるよう、自主運営組織やボランティア団体との調整が必要となる。
- 昼間に地震が発生した場合は、道路や交通施設が被害を受け、交通機関が大幅に乱れる。この影響により、冬季の場合、最大で11万6千人の「帰宅困難者」が発生し、交通施設等の回復に時間要する場合は、主要な駅の周りは帰宅困難者であふれる。
- 交通機関、水道・電気などのインフラ復旧が遅れる場合、外国人を含む多数の観光客が宿泊場所を失ったり空港へ移動できなかつたりすることが予想される。

第1 避難体制

地震が発生したときは、指定緊急避難場所（学校など）を開放する。地震時の避難は原則として市民の自主的な行動によるものとする。火災の延焼やガスの漏出など緊急の必要がある場合は、消防吏員等による「警戒区域」の設定や、法に定める指示者による避難指示等が行われる。

また、指定避難所における避難生活が困難な高齢者、障がいのある方などの要配慮者を収容するための要配慮者二次避難所（福祉避難所）等を指定する。

【災害発生から避難所閉鎖までの流れ】



※避難所の数が減少している場合、避難所を市有施設の指定避難所等に移動・集約

※応急仮設住宅の住居の支援体制が整うなど、避難者全員の受け入れ先が決まっている場合に避難所を閉鎖

【警戒区域の設定】

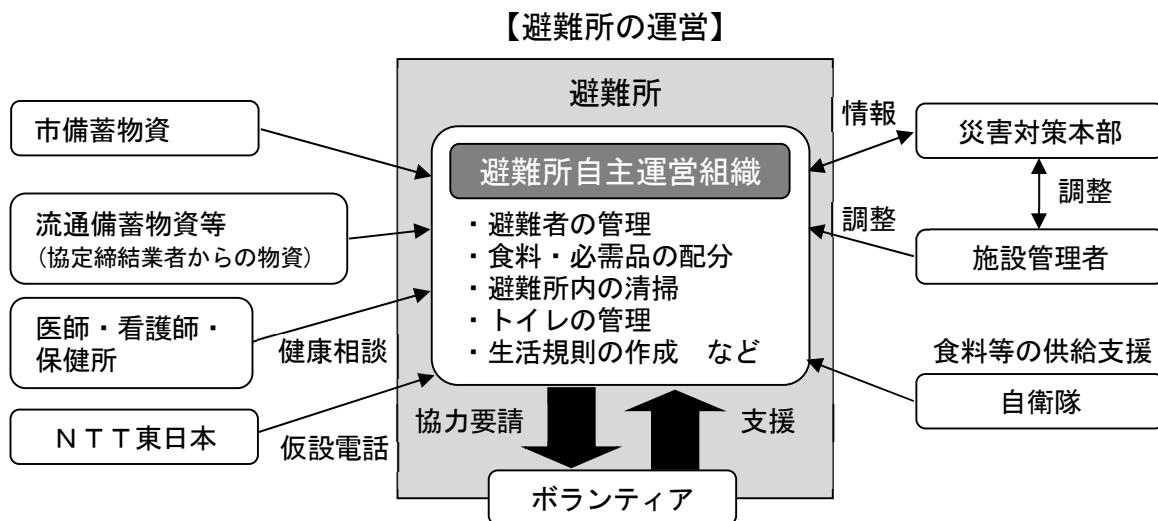
実施責任者	実施要件	根拠法令
市長	災害が発生又は発生しようとしている場合の警戒区域の設定	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	火災の現場における消防警戒区域の設定	消防法第28条
消防吏員又は消防団員	水防上緊急の必要がある場所における警戒区域の設定	水防法第21条
警察官	市長や水防団長等がない場合又はこれらの要求があった場合	消防法第28条 災害対策基本法第63条

【避難の指示者】

実施責任者	実施要件	根拠法令
市長(消防部消防署班、区本部総務・情報班) (指示)	生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事、知事の命を受けた道職員又は水防管理者 (指示)	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事又は知事の命を受けた道職員 (指示)	著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
警察官 (指示)	市長等がその措置を行ういとまがない時、あるいは市長からの要請があったとき	災害対策基本法第61条
	特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
自衛官 (指示)	危険な事態が発生した場合で、警察官が不在など急を要する場合	自衛隊法第94条

第2 避難所の運営

地震発生後には避難場所に市職員を配置し、情報の収集や避難者の受け入れを行う。市職員は、災害発生から概ね1週間以内を目途として、食料、水、毛布など必需品の供給、仮設トイレ設置などの避難環境の整備、物資の受入体制の確立、避難者による自主運営組織の立ち上げを行う。その後は、町内会等による自主管理・運営を行う。なお、避難場所の運営にあたっては、多様なニーズの違いなど男女双方の視点に配慮するとともに、性暴力・DVの発生を防止するため、トイレや更衣室等を安心して使用できる場所に設置する、注意喚起のためのポスターを掲載するなど、避難者の安全にも配慮する。また、必要に応じ、一般の滞在スペースでの避難生活が困難であったり、配慮が必要であったりする方（要配慮者、女性、子ども、性的マイノリティの方等）の使用を想定した避難スペース、家庭動物のためのスペースの確保等に努めるものとする。なお、感染症対策のため、施設の定期的な換気や必要に応じて消毒等を行う他、避難者にインフルエンザ等の感染症の疑いのある場合は一時的に感染症室に誘導した上で医療機関での受診を促す等の必要な措置を講じる。



【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	・避難場所を開設し、避難者の把握などの情報収集を行う。	・指定避難所（基幹避難所）に市職員を配置する。 ・避難者数やニーズの把握を行う。 ・飲料水、食料、毛布などの必需品や仮設トイレ設置を要請する。
24時間 	・避難所の環境整備、運営体制を確立する。	・救援物資の受け入れ体制を整える。 ・自主運営組織の立ち上げ支援を行う。
3～7日 	・避難者による自主運営を確立する。	・要配慮者二次避難所（福祉避難所）を指定し、高齢者、障がいのある方などを移送する。 ・P T S D 対策などの健康管理を行う。

第3 帰宅困難者対策

災害が昼間に発生すると都心部を中心に多くの帰宅困難者の発生が想定される。このため、国・北海道・関係市町村や交通関係機関等と情報共有を図りながら、第一に帰宅困難者の発生を抑制するべく、交通機関の運行情報等や混乱を防ぐため一時的に事業所等に留まるよう広報を行い、徒步にて一斉に帰宅する市民等の発生を抑制する。

しかしながら、市外からの通勤・通学者や観光客のうち、自ら滞留する場所を確保することができない方に対しては、交通機関周辺の避難場所のほか、必要に応じて宿泊施設等に協力を求め、一時的に留まる場所の確保を図る。

また、徒步にて帰宅しようとする方の支援や、事情により帰宅する必要性が高い方の搬送等について、北海道及び交通関係機関と連携して必要な支援を行う。

【帰宅困難者対策】

対策	概要
関係機関における交通情報の共有と一斉徒步帰宅の抑制の広報	交通関係機関や防災関係機関と連携し、交通状況に関する的確な情報を共有し、情報提供を行う。また、一斉徒步帰宅の抑制について企業等に呼びかけを行う。
滞留する帰宅困難者を支援するため駅施設や宿泊施設等における一時収容を協力要請	交通機関の復旧の目途が立たない場合や、冬季など滞留者を一時的に収容する必要がある場合は、駅施設や駅周辺の公共施設・宿泊施設・大型施設等に、一時滞在施設としての収容スペースの提供を依頼する。
徒步による帰宅を支援する環境づくり	徒步による帰宅を支援するため「災害時帰宅支援ステーション」を活用する必要がある場合は、北海道に要請する。
代替搬送体制の検討	鉄道など公共交通機関の一部区間が復旧した場合であって、都市部に集中する帰宅困難者を移動・分散させる必要がある場合には、交通関係機関等と連携し、代替輸送等を行う。
市外からの通勤・通学者や観光客等の離札支援	自ら滞留する場所を確保することができない市外からの通勤・通学者や観光客に対して、他市町村や国又は観光協会等の関係団体と連携して、対応する。

第8節 交通対策・緊急輸送

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 交通規制	建設部建設庶務班、道路管理班、区本部土木班	北海道公安委員会、警察署、(一社)北海道警備業協会、(公財)日本道路交通情報センター
第2 緊急輸送道路の確保	建設部道路管理班、道路維持班、区本部土木部	警察署、東日本高速道路(株)、(一社)北海道警備業協会
第3 輸送の確保	総務部総務庶務班、経済観光部経済庶務班、区本部総務・情報班、避難所班	

この節の対策で想定される事態と課題
○地震発生直後には、道路、橋の被害、停電による信号の停止、冬季には積雪・路面の凍結等によって混乱が生じるため、早急な交通規制が必要となる。
○地震発生直後には、重傷者・医薬品等の緊急物資の輸送のため、ヘリコプターの活用が必要となる。
○帰宅困難者の一斉帰宅を抑制できない場合、幹線道路が人であふれ、災害対策用車両の走行が困難となる可能性がある。
○災害発生からかなり長期にわたって、道路の通行が制限され、かつ災害対策用車両の通行が増大するため渋滞の発生が続く。
○災害発生後、パニック買い等により燃料の確保が困難になる可能性があり、その場合、協定に基づく災害対策用車両への優先的供給が必要となる。

第1 交通規制

災害が発生し、道路が危険な場合あるいは交通の混乱防止のため、北海道公安委員会・警察署や道路管理者は、緊急交通路などを設定し、交通規制や迂回路の設置等の措置を行う。

交通規制の情報は、各マスコミを通じて情報提供とともに、公益財団法人日本道路交通情報センターを通じてインターネットでの情報提供も行う。

【交通規制の実施者】

実施者	交通規制を行う状況	内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	歩行者、車両等の安全確保	道路交通法第4条
	道内に災害が発生し、また発生しようとしている場合、災害応急対策上必要があると認めるとき	緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限	
警察署長	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合	歩行者、車両等の安全確保	道路交通法第5条又は第114条
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑した場合に交通の安全と円滑を図るためにやむを得ないと認めるとき	車両等の通行の禁止、制限	道路交通法第6条又は災害対策基本法第76条の3
		当該車両の移動、その他必要な措置	災害対策基本法第76条の3
自衛官及び消防吏員	通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となるとき	当該車両の移動、その他必要な措置(警察官がその場にいない場合)	
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合	区間を定めて通行を禁止、又は制限、理由、回り道等の道路標識の設置	道路法第46条

【関連対策】 応急第11節第1項

【業務マニュアル等】 大規模な災害発生時における支援協定((一社)北海道警備業協会)

第2 緊急輸送道路の確保

札幌市及び北海道では、高速道路、国道、道道等、市内の主要な幹線を第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路として指定している。災害発生時には、警察等と連携をとって交通規制や優先的に道路を開通(道路の復旧)を行い、緊急輸送道路を確保する。

【緊急輸送道路の種類】

区分	利用特性	内容
第1次緊急輸送道路	広域的な輸送を行う道路	高速道路、国道、道道など
第2次緊急輸送道路	市役所・区役所・避難場所等防災拠点を結ぶ道路	市内の幹線道路など
第3次緊急輸送道路	その他の道路	豊平川の河川管理用通路

【関連対策】 予防第5節第1項

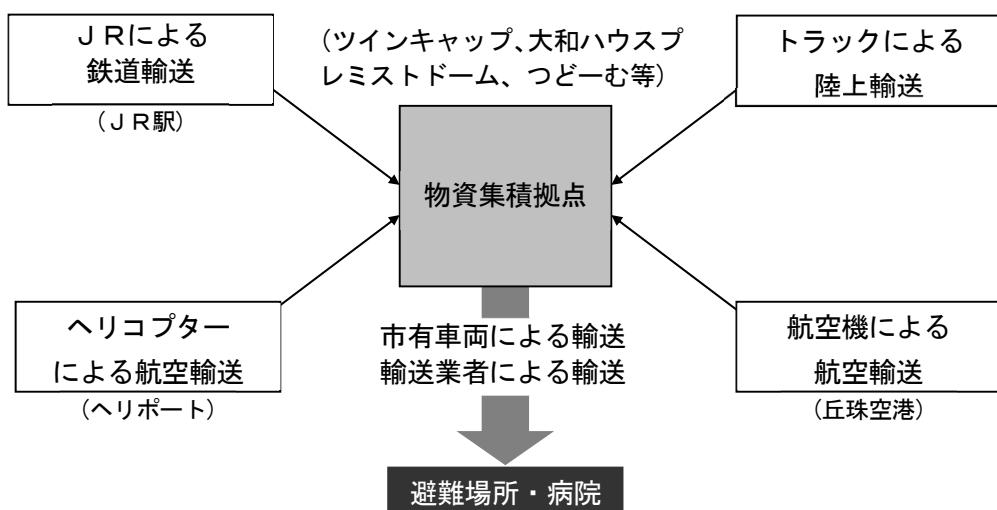
【法令・計画等】 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画、防災マップ全市版(緊急輸送道路線)

第3 輸送の確保

災害応急対策に使用する車両については、公安委員会から「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受け、「緊急通行車両確認証明書」は車両に携帯し、「標章」は車両の前面に掲示する。

救援物資等は、JR、トラック、航空機、ヘリコプターによって、交通に便利な物資集積拠点に輸送する。物資集積拠点から避難場所等への輸送は、市有車両を使用するほか、協定を締結している輸送業者によって行う。また、重症者や医薬品等緊急を要する輸送を行う場合は、市内の臨時ヘリポートの中から、適切な箇所を開設し、丘珠空港とともに航空輸送の基地とする。

【救援物資等の輸送の流れ】



【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ↓ 24時間	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者、医薬品、備蓄物資等を輸送する。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通行車両の確認手続を行う。 ヘリポートを開設する。 輸送業者等に応援を要請する。
7日 ↓	<ul style="list-style-type: none"> 食料・水・生活必需品を輸送する。 	<ul style="list-style-type: none"> 物資集積拠点を設置する。 緊急輸送道路を確保する。 輸送車両等を確保する。
	<ul style="list-style-type: none"> 復旧作業のための人員・資機材を輸送する。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸送する物資・人員に応じた輸送の計画を策定する。

第9節 生活救援

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 飲料水や生活用水の供給	水道部、保健福祉部生活衛生班	大都市水道局、(公社)日本水道協会、道内水道事業体、水道局災害時支援協力員、(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合、札幌環境維持管理協会、札幌市水道メーター検針委託事業者、自衛隊
第2 備蓄物資の供給	市民文化部市民文化庶務班、経済観光部経済庶務班、経済観光部市場班、区本部避難所班、保健福祉部保健福祉庶務班	イオン北海道(株)、生活協同組合コープさっぽろ、(株)伊藤園、(株)東光ストア、(一社)札幌地区トラック協会、日本通運(株)札幌支店、ヤマト運輸(株)札幌主管支店、佐川急便(株)北海道支店、(一社)AZ-COM 丸和・支援ネットワーク、北海道福山通運(株)札幌支店、アート引越センター(株)、札幌倉庫協会
第3 救援物資等の受入れ・供給	経済観光部経済庶務班、市民文化部市民文化庶務班、区本部避難所班、区本部救援班、保健福祉部保健福祉庶務班	(一社)札幌地区トラック協会、日本通運(株)札幌支店、社会福祉協議会、ボランティア団体、ヤマト運輸(株)札幌主管支店、佐川急便(株)北海道支店、(一社)AZ-COM 丸和・支援ネットワーク、北海道福山通運(株)札幌支店、アート引越センター(株)、札幌倉庫協会

この節の対策で想定される事態と課題

- 地震災害では、札幌市の被災者が最大で約16万人と想定されている。飲料水・食料・生活必需品のニーズは、地震直後から高まるものである。
- 札幌市では協定業者等に応援を要請し、これら水・食料等の供給を実施するが、情報の遅れ、道路被害、車両の渋滞、積雪による交通混乱等により物資供給システムが十分機能しないおそれがある。
- 国等からのプッシュ型の物資支援について、迅速かつ適切に被災者に届ける必要がある。特に、物資集積拠点から避難所までのラストマイル輸送の早期確立が重要となる。
- 公的備蓄では充足しない懸念があるため、民間のストックを活用し不足分を補うことなどの可能性の検討が必要となる。

第1 飲料水や生活用水の供給

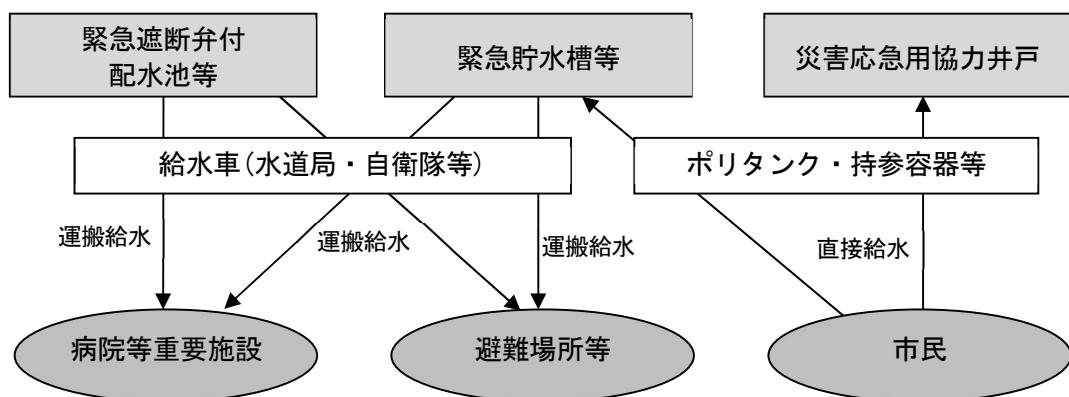
水道施設が被災し水管による給水が困難になったときは、災害発生後3日間は、飲料水を1人1日3リットル程度確保している緊急貯水槽や緊急時給水管路から、市民に参集してもらい直接給水するとともに、給水タンク車により緊急を要する病院等に運搬給水を行う。

災害発生後4日目以降は、飲料及び生活用として1人1日20リットル程度を貯水している緊急遮断弁付配水池等や、復旧工事に併せた仮設給水栓の設置等により、運搬給水及び直接給水を行う。また、生活用水として災害応急用協力井戸の利用も図る。

【水の確保状況】

緊急貯水槽	42か所	6,500m ³	約72万人分(3リットル/人日、3日間)
緊急時給水管路	2か所	1,950m ³	約22万人分(3リットル/人日、3日間)
緊急遮断弁付き配水池	20か所	98,700m ³	約71万人分(20リットル/人日、7日間)
白川第3送水管	4か所	26,900m ³	約19万人分(20リットル/人日、7日間)
			(令和5年度末時点)
災害応急用協力井戸	473か所	(生活用水)	(令和6年11月末時点)

【給水活動の流れ】



【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・給水拠点を設置し、給水活動を開始する。	・水道給水対策本部(水道部)を設置する。 ・断水地域や避難者数等給水需要を把握する。 ・緊急貯水槽、避難場所等に応急給水拠点を設置する。
24時間	・飲料水を供給する(1日1人あたり3リットル、3日間)。	・他都市、水道局災害時支援協力員、(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合、札幌環境維持管理協会、札幌市水道メーター検針委託事業者、自衛隊等の応援部隊の協力により給水活動を行う。 ・給水車の誘導にボランティアを活用する。 ・水道局ホームページ、マスコミを通じて情報を提供する。
4日	・飲料水のほか生活用水を供給する(1日1人あたり20リットル、7日間)。	・断水地域に生活用水を供給する。
7日	・各住宅内の水道管等の修理を推進する。	・給水装置修繕相談窓口を設置する。

【関連対策】 予防第10節第3項
【業務マニュアル等】 地震灾害対策マニュアル、受援マニュアル、各種災害協定(札幌市水道局)、札幌市業務継続計画(地震灾害対策編)に基づく行動手順シート「災害応急井戸の情報提供等に関すること、災害応急井戸の確保に関すること」

第2 備蓄物資の供給

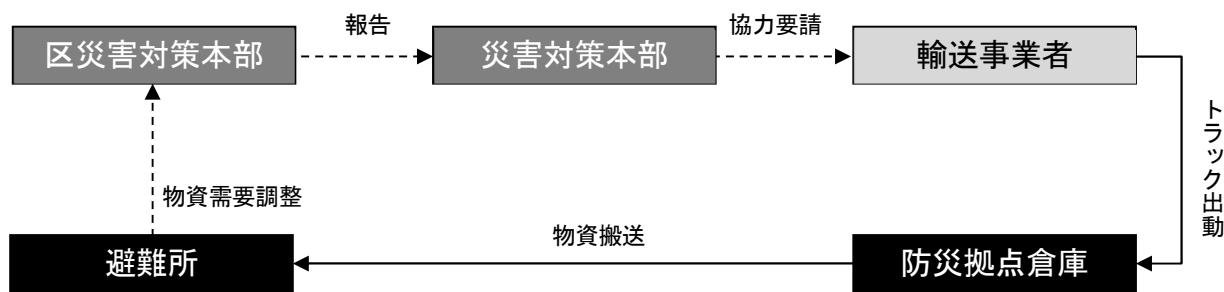
食糧及び生活必需品等の物資の供給は、これらの確保が困難な者を対象とする。

食糧は、備蓄物資のほか、流通備蓄等によって弁当・パン・牛乳等、自衛隊やボランティアの協力による避難場所等での炊き出しにより供給する。一方、生活必需品は、毛布、寝袋、衣類、タオル等とし、季節に応じた物品を供給する。供給期間は、ライフライン機能が回復し、被災地の流通経済活動がある程度回復した段階までとする。

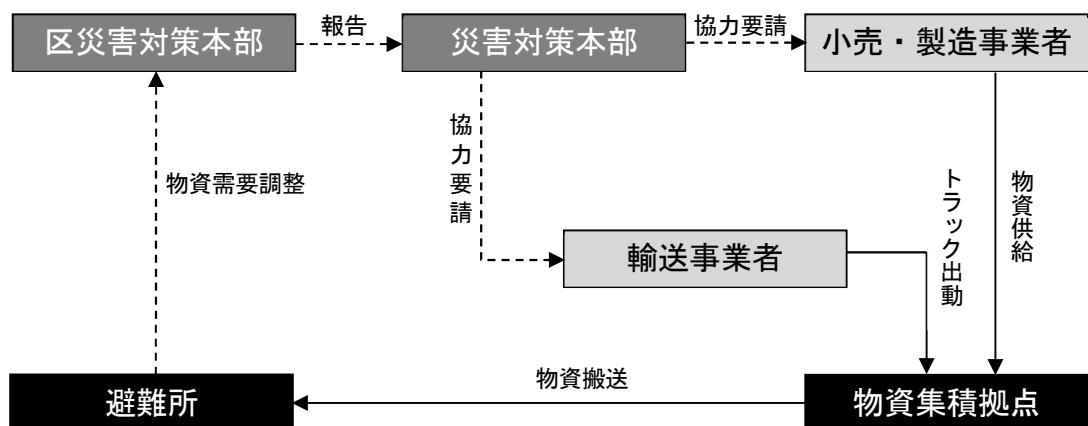
【物資の供給対象者】

- ①避難場所の被災者
- ②住家が被災したために炊事ができない者
- ③流通経済のマヒにより食料の確保ができない者
- ④帰宅困難者
- ⑤応急対策要員

【備蓄物資の供給】



【物資供給システム】



【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	・市が備蓄している食糧を避難所に供給する。	・避難所と避難者数、緊急輸送道路、ライラインの状況等を把握する。 ・協定各社へ物資を発注し、物資搬送を要請する。
24時間 	・2日6食を供給する。	・食糧・生活必需品を避難所に供給する。
3日 	・避難所のニーズを反映した食糧・生活必需品を供給する。	・避難所での物資ニーズを調査する。 ・食糧・生活必需品を被災者に供給する。 ・マスコミを通じて全国に義援物資を要請する。

【関連対策】

【業務マニュアル等】

予防第10節第1項

災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定(イオン北海道(株)、生活協同組合コープさっぽろ、(株)伊藤園、サッポロホールディングス(株)及びサッポロビール(株)、日糧製パン(株)、(株)ビバホーム、(株)セブン-イレブン・ジャパン、スターフェスティバル(株)、(株)セコマ、(株)セイコーフレッシュフーズ、(株)北燐食品、(株)サッポロドラッグストア、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ローソン、(株)ラルズ、コアレックス道栄(株))、災害時における自動車輸送の協力に関する相互協定書((一社)札幌地区トラック協会、日本通運㈱札幌支店、ヤマト運輸(株)札幌主管支店、佐川急便(株)北海道支店)、全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定(各都府県市)

第3 救援物資等の受入れ・供給

救援物資や義援物資の供給要請を行う場合は、必要な品目の特定や物資の受入れのルール化を行い、災害発生後の時間経過に応じて、プッシュ型、プル型など政府に要請を行う。要請により集まる物資は、トラック、鉄道、航空機によって運搬され、農試公園ツインキャップ・大和ハウス プレミストドーム・つどーむ等の物資集積拠点に保管し、本部からの指令により各避難所等へ供給される。

物資集積拠点では、協定を締結している拠点運営事業者やボランティア等の協力を得ながら救援物資の受入れ・整理・保管等の作業を行う。

また、全国から寄せられる災害義援金についての受付窓口を設ける。

【関連対策】

予防第10節第2項、応急第8節第3項、復旧第1節第1項

第10節 建物の応急対策

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 建物の応急危険度判定	都市部建築指導班	北海道、北海道震災建築物応急危険度判定石狩地区協議会、(一社)北海道建築士会札幌支部
第2 応急仮設住宅の設置・公営住宅の確保・住宅の応急修理	都市部都市庶務班	北海道、(一社)札幌建設業協会、札幌中小建設業協会、札幌電気工事業協同組合、札幌市管工事業協同組合、道内プレハブメーカー、(一財)札幌市住宅管理公社
第3 避難場所等の応急修理	都市部建築班、各施設を管理する班	(一社)北海道建築士事務所協会 札幌支部、(一社)北海道設備設計事務所協会、(一社)札幌建設業協会、(一社)札幌中小建設業協会、(一社)北海道電業協会、札幌電気工事業協同組合、(一社)札幌空調衛生工事業協会、札幌市管工事業協同組合、(一社)札幌電設業協会、札幌弱電設備業協同組合、札幌建工具業協同組合
第4 文化財施設の応急対策	市民文化部緊急応援班	

この節の対策で想定される事態と課題

- 冬季の大地震では、建物被害は、最大で全壊が約 15,000 棟、半壊が約 42,000 棟と想定される。全建物のうち、東区では約 6.8%、白石区では約 5.5%が全壊する。
- 地震により応急活動拠点や避難場所等が被害を受けた場合、行政等による災害応急活動や住民の避難に支障をきたす。
- 二次災害を防止するため、被害状況に応じて早急な応急危険度判定の実施が必要である。
- 高層建物の多い都心部においては、揺れによりエレベータが停止し、閉じこめられる事態が多発する可能性がある。
- 文化財施設には木造建築物が多いことから、地震後の出火、延焼により文化財的価値が損なわれる危険性が高い。
- 地震後 2 日～3 日経過すると、避難場所での共同生活に不満や不安が出始め、応急仮設住宅や公営住宅への入居希望、自宅の応急修理への要望が高まる。また、入居募集とともに希望者が殺到し、入居時期、場所、設備等について要望、不満が発せられる。
- 応急仮設住宅については建物やライフライン被害の状況に応じて、新たに建設する建設型応急住宅のほか、借上げによる賃貸型応急住宅の供与が必要となる。賃貸型応急住宅の供与においては、北海道や不動産関係団体等との連携が必要となる。

第1 建物の応急危険度判定

その後の地震活動による倒壊や落下物による二次災害を防止するために、被害状況に応じて、建物の応急危険度判定を実施する。

被害状況を把握し、判定区域の設定や必要判定士数、資機材等について判定実施計画を策定する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	・被害情報を収集し、判定体制を確立する。	・判定資機材を準備し、実施計画を策定する。 ・応急危険度判定士を確保する。（北海道、石狩振興局、北海道建築士会札幌支部と派遣要請に関し調整を行う）。 ・被害状況、避難状況、ライフライン情報など収集する。
24時間  7日	・必要に応じ応急危険度判定を実施する。	・応急危険度判定士の活動を支援する。

第2 応急仮設住宅の設置・公営住宅の確保・住宅の応急修理

地震により住宅の倒壊あるいは破損等によって居住できなくなった被災者に対し、応急仮設住宅の設置(民間賃貸住宅の居室の借上げを含む。)、市営住宅等公営住宅の空き部屋の一時的な供給、住宅の応急修理を行い、住まいの確保に努める。

応急仮設住宅の建設地や供給する公営住宅は、交通機関・ライフラインの復旧状況等を考慮して決定する。また、入居者の募集や修理の申請についての情報は、マスコミを通じて提供し、入居者の決定や修理の実施にあたっては一定の基準に基づき、被災者の生活条件等を十分考慮する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none">・応急仮設住宅建設のための被害状況を把握する。・公営住宅の被害状況を把握する。	<ul style="list-style-type: none">・建物、ライフラインの被害状況を把握する。・応急仮設住宅の建設用地を選定する。・一時入居可能な公営住宅の空き住宅を把握する。
24時間 	<ul style="list-style-type: none">・応急仮設住宅、公営住宅の供給戸数を決定する。・応急仮設住宅入居、公営住宅一時入居、住宅応急修理のための受付窓口の整備を行う。	<ul style="list-style-type: none">・入居募集方針などを決定する。・関係団体と応急仮設住宅の仕様等について協議し、建設用地及び資材を確保する。・一時入居可能な公営住宅の空き住居を確保する。・入居者募集・修理申請の受付場所を決定し、窓口を設置する。
7日 	<ul style="list-style-type: none">・応急仮設住宅を建設する。・応急仮設住宅と公営住宅の一時入居者を募集する。・住宅応急修理の申請の受付を行う。	<ul style="list-style-type: none">・応急仮設住宅の建設に着手する。・マスコミを通じた入居者募集、修理申請の情報提供を行う。・市民からの問い合わせに対応する。・入所者募集・修理申請の受付を行う。

第3 避難場所の応急修理

市有建物が被害を受けた場合には、災害対策本部が設置される区役所や避難場所となる学校などの防災拠点について、優先的に被害状況を調査して応急修理を行う。被害施設の応急修理は、建築業界団体と連携して行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	・避難場所などを優先して市有建物の被害調査を実施する。	・施設の利用可否について判断する。
3日 	・被害施設の応急処理を行う。	・施工業者を確保する。
7日 	・被害施設の復旧対策を行う。	・復旧対策の技術的な検討を行い、対策を実施する。

【関連対策】

【業務マニュアル等】 予防第5節第4項
都市局防災マニュアル、建築部防災業務マニュアル、災害時における市有施設の応急被害調査に関する協定、災害時における市有施設の応急修理等に関する協定

第4 文化財施設の応急対策

災害発生時は、消防計画に基づき、速やかに施設観覧者等の人命救助を行うとともに、消火、延焼防止等の措置をとる。

その後、被災状況等の情報収集を行い、結果を文化庁に報告する。被災文化財施設の被害拡大を防止するため、応急措置をとる。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	・施設観覧者等の人命救助を行う。 ・文化財施設を火災等の災害から防護する。	・避難誘導、救助の要請等を行う。 ・消火及び延焼防止措置を行う。
24時間	・被災文化財施設の被害拡大を防止する。	・被災状況などの情報収集及び結果報告を行う。

【関連対策】 予防第5節第5項

第11節 公共施設の応急対策

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 道路対策	建設部道路維持班、道路工事班、区本部土木班	札幌市設計同友会、区災害防止協力会
第2 河川対策	下水道河川部河川調整班、区本部土木班	札幌市設計同友会、区災害防止協力会、(一社) 札幌建設業協会
第3 崖崩れ対策	都市部都市庶務班	

この節の対策で想定される事態と課題	
〈道路〉	○道路では、地震発生直後から道路の損傷などの交通障害により混乱し、交通渋滞の発生が予想される。 ○住民等の円滑な避難や負傷者の救出・救護、消火活動などの災害応急対策のため、的確な交通規制や損傷箇所の応急対策の早期実施が求められる。 ○迅速に応急対策を実施するためには、関係団体の協力、他の道路管理者との連携が必要となる。 ○冬季に地震が発生した場合、積雪が交通障害の原因となることから、早急な除雪作業が必要となる。ただし、道路の損傷により除雪ができない場合については応急復旧と連携した作業が必要である。
〈河川〉	○河川では、雨の降りやすい時期に地震が発生した場合、堤防損傷、河道閉塞により浸水、増水氾濫の二次被害が発生するおそれがある。
〈崖地〉	○崖地などでは、崖崩れ等が発生した箇所において、その後の地震活動や地震後の大雨により土砂災害などの二次災害が発生するおそれがある。

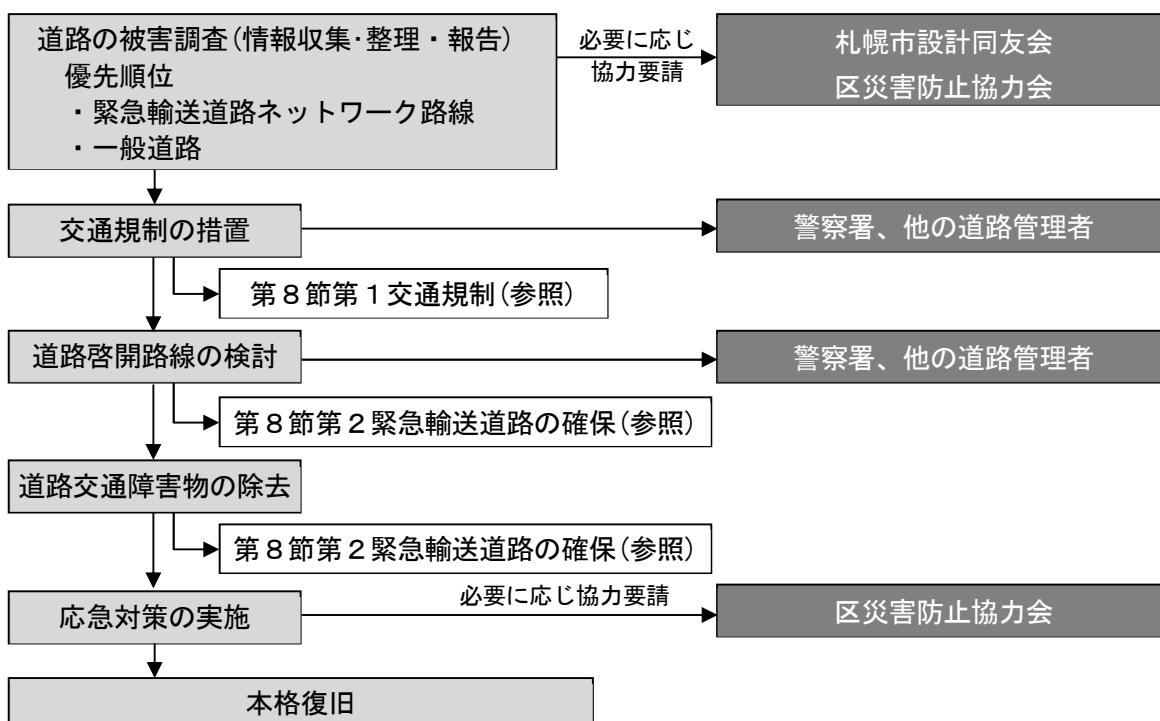
第1 道路対策

緊急輸送道路について優先的に現状調査・危険度を判定し、交通規制、道路啓開などの応急対策等の必要な措置をとる。

道路の調査・判定については、札幌市職員のほか札幌市設計同友会、区災害防止協力会など関連団体に協力を要請し行う。市民や道路を利用する方へは通行規制の状況や復旧の予定などをマスコミを通じて広報する。

また、冬季に地震が発生した場合は、積雪が交通障害となることから、迅速な除雪作業を実施する。

【道路対策の流れ】



【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ↓ 24時間	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の被災箇所の把握を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の被害調査と危険度の判定を行う。 緊急輸送道路の通行規制を実施し、規制情報について広報する。
7日	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の応急対策を行う。 一般道路の被災箇所の把握を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 啓開路線の優先度を検討したうえで、緊急輸送道路の障害物の除去、応急工事を行い、復旧情報について広報する。 一般道路の通行規制の実施と規制情報について広報する。
	<ul style="list-style-type: none"> 一般道路の応急対策を行う。 二次災害防止対策と本復旧に向けた体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般道路の応急工事を行い、復旧情報を広報する。 二次災害対策工事の実施と本復旧に向けた設計・施工を行う。

【関連対策】

予防第5節第1項、応急第8節第1項、第2項

【業務マニュアル等】

建設局防災対応マニュアル

第2 河川対策

地震が発生した場合、北海道開発局札幌開発建設部、札幌建設管理部及び札幌市は、建設関係団体と協力して所管する河川の堤防等の被害調査及び応急措置を行う。

また、大雨の降りやすい季節に地震が発生した場合は、震災後の大雪による氾濫など二次災害を防止するために、早期復旧に向けた応急対策を行う。

【国・北海道・札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none">・河川施設の被害状況を把握する。	<ul style="list-style-type: none">・被害状況を調査する。・被災判定を行い応急措置について検討する。
24時間 	<ul style="list-style-type: none">・二次災害の防止のため応急対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none">・被害箇所の応急対策等を行う。
7日	<ul style="list-style-type: none">・本復旧に向けた体制を整備し、実施する。	<ul style="list-style-type: none">・本復旧に向けた設計・施工を行う。

【関連対策】 予防第5節第2項

【業務マニュアル等】 河川災害対応行動マニュアル

第3 崖崩れ対策

地震が発生し、崖崩れ等が発生した場合、余震や地震後の大雪による二次災害防止のため、市民等から被害情報の収集を行い、被害状況の調査や危険箇所のパトロールを実施した上で、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には、被災宅地危険度判定を実施する。

また、必要に応じて被災宅地危険度判定士の応援を北海道に対して要請する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none">・崖崩れ等の被害状況等の情報収集を実施する。	<ul style="list-style-type: none">・市民等からの情報を収集する。・防災関係機関との情報共有を図る。
24時間 	<ul style="list-style-type: none">・被災崖地箇所の応急措置を実施する。	<ul style="list-style-type: none">・被災崖地のパトロールを実施する。・被災崖地の応急措置を実施する。・被災宅地判定箇所を選定する。・被災宅地危険度判定士の応援要請(北海道)をする。
7日	<ul style="list-style-type: none">・二次災害の防止を行う。	<ul style="list-style-type: none">・被災宅地危険度判定士による宅地危険度判定を実施する。

【関連対策】 予防第5節第3項

【業務マニュアル等】 宅地防災マニュアル

第12節 ライフラインの応急対策

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 上水道施設の対策	水道部	大都市水道事業体、(公社)日本水道協会、道内水道事業体、(一財)さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合、(一社)札幌建設業協会
第2 下水道施設の対策	下水道河川部	(一財)札幌市下水道公社、札幌下水道灾害支援協力会、札幌市下水処理施設事業継続支援協力会、ポンプ設備業者、電気設備業者、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)札幌建設業協会、(公社)全国上下水道コンサルタント協会北海道支部
第3 電力施設の対策	北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)	
第4 都市ガス施設の対策	北海道ガス(株)	(一社)日本ガス協会
第5 L P ガス設備の対策	北海道エルピーガス災害対策協議会	
第6 電話施設の対策	東日本電信電話(株) 北海道事業部、K D D I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
第7 移動通信施設の対策	(株)N T T ドコモ北海道支社、K D D I (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	
第8 市営交通施設の対策	交通部	
第9 鉄道施設の対策	北海道旅客鉄道(株)	
第10 民間バス事業者の対策	民間バス事業者	札幌地区バス協会

この節の対策で想定される事態と課題

- ライフラインは、市民生活や応急対策の生命線として、災害直後から供給が望まれるが、復旧には、多数の応援が必要とされるため、かなりの日数を必要とする。
- 復旧作業には、道路の渋滞、道路上の倒壊建物、積雪、寒さなどによって困難が伴う。
- 停電時には、市民等のスマートフォン等のモバイル端末への充電需要が高まる。
- 停電により病院や社会福祉施設等の重要施設の機能が停止する恐れのある場合、電気事業者の保有する移動発電機車を、優先順位を考慮の上で派遣させる必要が生じる。
- 鉄道・バスなどの公共交通機関では、運行中に地震が発生すると負傷者が多数発生する。
- 公共交通機関が被災し運行が停止すると、帰宅困難者が発生する。利用者の足の確保として、運行の再開が望まれるが、復旧が長期間にわたる場合には、代替運行が必要となる。

第1 上水道施設の対策

地震発生直後に「水道給水対策本部（水道部）」及び各施設に「現地災害対策本部」を設置し、施設の点検、応急措置及び被害状況を調査する。復旧作業は、水道局のほか、大都市水道局、日本水道協会、さっぽろ水道サービス協会、札幌市管工事業協同組合との各応援協定に基づく体制を中心として行う。また、市民に対してマスコミを通じた復旧に関する情報の提供や問い合わせの対応など広報・広聴活動を行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none">・施設の点検と応急措置を行い、被害状況の把握、応急復旧活動体制を確立する。	<ul style="list-style-type: none">・水道給水対策本部（水道部）を設置する。・現地災害対策本部（管路、施設部門）を設置する。・施設の点検、応急措置、被害状況を把握する。・水道事業者等へ応援要請を行う。・水道復旧作業の基本方針を策定する。
24時間  19日 (冬季 27日) 	<ul style="list-style-type: none">・応急復旧作業を開始し19日(冬季は27日)以内を目標に順次復旧を進める。・本復旧を開始する。	<ul style="list-style-type: none">・応援を受け入れる。・復旧作業を開始する(情報提供、作業区域の設定、資材等の確保)。・仮設給水栓を設置する。 <ul style="list-style-type: none">・地下漏水調査及び復旧を行う。・本復旧を開始する。

第2 下水道施設の対策

地震発生直後には施設の点検及び緊急措置を行う。管きょの被害調査及び応急復旧は、大都市及び災害支援協定締結先に応援を要請して行う。また、広報・広聴活動によって市民へ情報を提供する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ↓ 24時間	<ul style="list-style-type: none">下水道施設の機能保持体制を確立する。	<ul style="list-style-type: none">災害対策本部(下水道河川部)を設置する。
↓ 3日	<ul style="list-style-type: none">被災状況の概要、必要な資機材及び人員等の情報把握	<ul style="list-style-type: none">水再生プラザ・ポンプ場の緊急点検を行う。管路の緊急調査、緊急措置を行う。必要に応じて、応援要請を行う
↓ 10日	<ul style="list-style-type: none">施設全体の被災状況を把握し、応急復旧を実施する。	<ul style="list-style-type: none">管路の一次調査、応急復旧を行う。水再生プラザ・ポンプ場施設の応急復旧を行う。広報・広聴活動を実施する。
	<ul style="list-style-type: none">本復旧に向けた検討を行う。	<ul style="list-style-type: none">災害査定手続きを行う。詳細調査を行う。復旧計画の策定を行う。
	<ul style="list-style-type: none">本復旧を開始する。	<ul style="list-style-type: none">本復旧工事を実施する。

第3 電力施設の対策

北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)では、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各社本店及びその他機関等は自動的に防災体制に入り、速やかに非常災害対策本部及び支部を設置し、早期の復旧活動に備えるとともに、一般被害情報、当社被害情報を迅速・的確に把握する。

設備が被災した場合には、配電系統切替操作等の初期対応を実施し、停電範囲の縮小化を図るとともに、応急的に停電を解消する。重要施設では、必要により移動発電機車等を活用する。

復旧にあたっては、あらかじめ定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況などを勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。道路上の障害物（樹木・土砂・電力設備など）除去や道路啓開などの復旧作業において、北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)自らだけでは対応が困難な場合は、道路管理者や自治体に支援を要請するものとし、札幌市は、北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)との協定に基づき、可能な限り復旧作業の支援を行う。

また、停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため電気事故防止PRを行う。

【北海道電力(株)・北海道電力ネットワーク(株)の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none">重要施設等への応急送電を行う。重要施設以外への応急送電を行う。	<ul style="list-style-type: none">震度6弱以上の地震が発生した場合には、自動出社基準に基づき全社員が出社する。速やかに非常災害対策本部及び支部を設置し、一般被害情報、当社被害状況を的確に把握する。停電範囲の縮小化及び応急的な停電解消を図る。停電による社会不安を除去するため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。公衆感電事故、電気火災を防止するため電気事故防止PRを行う。
7日 	<ul style="list-style-type: none">応急送電を完了し、順次、本格復旧工事へ移行する。	

上記「災害の流れ」の日数「7日」は、北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)で見込んでいるものではなく、阪神・淡路大震災等の過去の地震における復旧日数から想定したものであり、復旧にあたっては、災害状況、各設備の被害状況などを勘案して、供給上復旧効果の大きいものから対応する。

第4 都市ガス施設の対策

北海道ガス(株)では、地震が発生したときは、地震の規模に合わせ自動出社し「北海道ガス非常災害対策本部」を設置し、ガス供給施設の緊急巡回点検を行う。被害状況によっては供給停止措置をとる。また、地震発生直後からテレビ・ラジオ等を通じてガス栓の閉止やマイコンメーターの取扱方法などを広報する。施設の復旧は、(一社)日本ガス協会及び関連協力会社の応援を要請して行う。

【北海道ガス(株)の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	・緊急措置により二次災害を防止し、供給継続地区の安全確保を行う。	・非常災害対策本部を設置する。 ・緊急巡回点検を行う。 ・被害地区のガス供給を停止する。
24時間 	・ガス供給停止地区的安全確保及び安全区域でガス供給を行う。	・安全区域を確認し、ガスを供給する。
3日 	・早期復旧を目指して復旧作業を開始する。	・復旧工事を開始する。 ・応援隊の受入れと支援を行う。 ・優先度の高い需要家を優先し復旧を行う。 ・復旧状況をHP・SNSにて公開する。

第5 LPガス設備の対策

北海道エルピーガス災害対策協議会は、震度6弱以上の地震が発生した場合等に、災害対策活動を開始する。まず、二次災害を防止するため、ガス栓の閉栓等について広報を行うとともに、被災状況に応じてガスの供給停止を行う。その後、ガス設備の点検等を行い、被災した設備については応急修理や復旧計画を策定したのち復旧工事を行う。

ガス設備の復旧後は、使用再開に関する注意事項について報道機関等を通じた広報を行う。

【北海道エルピーガス災害対策協議会の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none">・二次災害を防止するため、LPガスの使用禁止等について広報する。・被災状況に応じて、LPガスの供給停止を行う。	<ul style="list-style-type: none">・災害統括本部及び災害現地本部を設置する。・被害情報を把握する。・ガス栓等の閉栓や使用禁止を広報する。・被災状況に応じて、LPガスの供給停止や容器回収を行う。
24時間 	<ul style="list-style-type: none">・応急修理を行うとともに、早期復旧を目指して復旧作業を開始する。・避難場所等にLPガス等を供給する。	<ul style="list-style-type: none">・LPガス設備の点検・調査を行う。・復旧計画を策定し、応急修理及び復旧工事を開始する。・復旧時期等について広報を行う。・避難場所等に、LPガス及びガス器具を提供する。・特に冬季の場合、避難場所に移動式暖房器具を提供し、暖房を確保する。
24日 	<ul style="list-style-type: none">・復旧後LPガスの使用再開について広報する。・LPガスの供給停止が長期にわたる場合は、必要な対応を行う。	<ul style="list-style-type: none">・LPガス使用再開時の注意事項を広報するとともに、安全を確認した施設からガスの供給を再開する。・供給停止が長期にわたる場合は、カセットコンロ等を手配し、供給する。

第6 電話施設の対策

東日本電信電話(株)北海道事業部では、地震が発生した場合、地震の規模に合わせ「災害対策本部」を設置し、応急復旧体制を確立する。マスコミを通じて電話自粛と安否確認サービス(災害用伝言ダイヤル171と災害用伝言板web171)の運用開始を広報する。通信回線の復旧は、治安・救援・輸送・電力など防災関係機関の回線を優先的に行うとともに、被災者の通信サービスを確保するため、避難場所等に無料の特設公衆電話を設置する。また、道路上の障害物(樹木・土砂・通信設備など)除去や道路啓開などの復旧作業において、東日本電信電話(株)北海道事業部自らだけでは対応が困難な場合は、道路管理者や自治体に支援を要請するものとし、札幌市は、東日本電信電話(株)北海道事業部との協定に基づき、可能な限り復旧作業の支援を行う。全体の通信サービス復旧については、2週間以内に回復するよう努める。

【東日本電信電話(株)北海道事業部の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	・治安、救援、輸送、電力機関等の重要な通信回線の復旧を行う。	・災害対策本部を設置する。 ・災害情報、通信設備の被害状況を把握する。 ・安否確認サービス(災害用伝言ダイヤル171と災害用伝言板web171)の運用開始、広報要請する。 ・重要通信回線の復旧を開始する。 ・特設公衆電話の設置を開始する。 ・応急復旧方針を策定し、応急復旧を開始する。
24時間 	・ガス、水道、報道機関等の重要な通信回線の復旧を行うとともに、避難場所に特設公衆電話の設置を完了させる。	・応援要員を確保し、復旧資材を調達する。 ・特設公衆電話の増設を完了する。 ・重要通信回線の復旧を完了する。
3日 	・2週間以内の通信サービス復旧を目指して復旧作業を行う。	・道内外の応援要員、資材等の受け入れを行い、復旧工事を継続する。
7日 	・応急復旧した通信設備の本格復旧に向けた検討と復旧工事を行う。 ・応急仮設住宅、公営住宅の一時入居者への電話の開通を迅速に行う。	・通信ネットワークの信頼性を向上させる。 ・住宅の供給に合わせた通信設備を構築する。
	・道路、家屋、ライフライン事業者の復旧に合わせた本復旧を行う。	・関連機関と連動した復旧工事を計画し、実施する。

KDDI(株)では、発生した災害の規模に合わせ災害対策本部を設置し、通信の確保と施設の早期復旧に務めるものとする。

重要公共機関の通信復旧を優先し、自治体庁舎および避難所等への車載基地局車両の出動、設置および運用、衛星携帯電話、携帯電話の貸出しを行う。

【KDDI(株)の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要公共機関の通信を復旧する。 ・KDDI 基幹伝送路を復旧する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置する。 ・自治体災害対策本部と連携を強化する。 ・災害用伝言板の運用を開始する。 ・お客様への告知をする。 ・自動安否確認システムにより社員の安否を確認する。 ・復旧作業を開始する。 ・自治体庁舎および避難所等への車載基地局車両の出動、設置および運用を実施し、衛星携帯電話、携帯電話を貸し出す。
24時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要公共機関の通信を復旧する。 ・KDDI 基幹伝送路を復旧する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・迂回措置を含め、KDDI 基幹伝送路を復旧させる。
3日 	<ul style="list-style-type: none"> ・応援要員、復旧資材によりサービスを応急復旧する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道内外の応援要員、資材等の受入れを行い、復旧工事を継続する。
7日 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急措置によりサービスを復旧する。 ・本格復旧に向けた検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道内外の応援要員、資材等の受入れを行い、復旧工事を継続する。 ・サービスの信頼性向上を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧状況に合わせ、本格復旧を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連機関と調整し、復旧作業を行う。

ソフトバンク（株）では、災害発生時、被災地域及び本社側でそれぞれ災害対策本部を設置し、被害状況を把握したうえで、通信の確保を目的とした応急復旧活動を実施する。被害の規模に応じて、全国からの人員及び応急機材の追加手配を行い、通信の確保を進める体制を確立するものとする。初動段階においては、重要通信および自治体庁舎等の通信確保を最優先にあたり、次に避難所など人の多い箇所を順次対応する。

【ソフトバンク（株）の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信の確保を行う。 ・自治体庁舎等の通信確保を行う。 ・基幹重要回線の復旧を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置する。 ・通信設備の被害状況を把握する。 ・被災地状況の情報収集（道路/孤立集落/避難所情報等）を行う。 ・安否確認サービス（災害用伝言板/音声お届けサービス）を開設する。 ・通信支障状況に関するお客様への告知をする。 ・重要通信の疎通確保を行う。 ・自治体災害対策本部との連携を行う。 ・応急復旧機材による通信確保を行う。 ・発電機設備による給電措置を行う。 ・基幹重要回線の迂回措置を行う。
24時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信の確保 ・自治体庁舎等の通信確保を行う。 ・避難所など人の多い箇所の通信確保を行う。 ・基幹重要回線の復旧を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣地域からの応援（復旧機材/復旧要員）を受け入れ、復旧工事を継続する。
3日 	<ul style="list-style-type: none"> ・本格復旧に向けた検討及び本格復旧を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔地域からの応援（復旧機材/復旧要員）を受け入れ、復旧工事を継続する。
7日 	<ul style="list-style-type: none"> ・本格復旧に向けた検討及び本格復旧を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を図り、復旧活動を継続する。

第7 移動通信施設の対策

(株)NTTドコモ北海道支社では、地震が発生した場合、地震の規模に合わせ「災害対策本部」を設置し、応急復旧体制を確立する。マスコミを通じて携帯電話での被災地等への通話自肃と安否確認サービス(災害用伝言板)の運用開始を広報する。携帯電話の復旧は、行政機関、気象・水防・消防・災害救助機関、秩序維持・防衛・海上の保安・輸送・通信・電力など防災関係機関収容の無線基地局を優先的に行うとともに、被災者の移動通信サービスを確保するため、避難場所等に衛星携帯電話や携帯電話端末の貸出しや充電器を配備する。全体の移動通信サービス復旧については、2週間以内に回復するよう努める。

KDDI(株)及びソフトバンク(株)は、第6項と同様の対策に努める。

【(株)NTTドコモ北海道支社の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none">行政機関、気象・水防・消防・災害救助機関、秩序維持・防衛・海上の保安・輸送・通信・電力等の通信確保のため、防災関係機関収容の重要無線基地局の復旧を行う。	<ul style="list-style-type: none">災害対策本部を設置する。災害情報、通信設備の被害状況を把握する。安否確認サービス(災害用伝言板)の運用開始し、広報を要請する。重要無線基地局の復旧を開始する。衛星携帯電話・携帯電話端末を貸し出し、充電器の配備を開始する。
24時間 	<ul style="list-style-type: none">ガス、水道、報道機関・災害復旧機関が頻繁に使用する施設等の重要回線の復旧を行うとともに、避難場所に衛星携帯電話・携帯電話端末貸出し・充電器配備を完了させる。	<ul style="list-style-type: none">応援要員を確保し、復旧資材を調達する。重要通信回線の復旧を完了する。
3日 	<ul style="list-style-type: none">2週間以内の移動通信サービス復旧を目指して復旧作業を行う。	<ul style="list-style-type: none">道内外の応援要員、資材等の受入れを行い、復旧工事を継続する。
7日 	<ul style="list-style-type: none">応急復旧した移動通信設備の本格復旧に向けた検討と復旧工事を行う。道路、家屋、ライフライン事業者の復旧に合わせた本復旧を行う。	<ul style="list-style-type: none">移動通信ネットワークの信頼性向上させる。住宅の供給に合わせた移動通信設備の対応を行う。関連機関と連動した復旧工事を計画し、実施する。

楽天モバイル（株）では、発生した災害の規模に合わせ災害対策本部を設置し、通信の確保と施設の早期復旧に向けて、応急復旧活動や本格復旧活動に務めるものとする。

重要公共機関の通信復旧を優先し、自治体庁舎および避難所等への可搬型基地局や車載基地局車両の出動、設置および運用、衛星携帯電話、携帯電話の貸出し、携帯電話の充電サービスや無料 Wi-Fi スポットの設置を行う。

【楽天モバイル（株）の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信の確保を行う。 ・基幹重要回線を復旧する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置する。 ・通信設備の被害状況を把握する。 ・自治体災害対策本部と連携を強化する。 ・災害用伝言板の運用を開始する。 ・お客様への告知をする。 ・復旧作業を開始する。
24 時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信の確保 ・自治体庁舎等の通信確保を行う。 ・避難所など人の多い箇所の通信確保を行う。 ・応急措置によりサービス復旧を行う。 ・基幹重要回線の復旧を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣地域からの応援（復旧機材/復旧要員）を受け入れ、復旧工事を継続する。 ・遠隔地域からの応援（復旧機材/復旧要員）を受け入れ、復旧工事を継続する。
3 日 	<ul style="list-style-type: none"> ・本格復旧に向けた検討及び本格復旧を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を図り、復旧活動を継続する。
7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧に合わせて、本格復旧を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスエリアの信頼性向上を図る。

【関連対策】

予防第6節第7項

【業務マニュアル等】

楽天モバイル防災業務計画

第8 市営交通施設の対策

市営地下鉄及び市電では、地震発生直後に運行を停止し、乗客等人命救助・救護活動を最優先で実施する。その後、被害調査を実施し、運行の再開に向けた復旧活動を行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none">速やかな人命救助及び被害状況を把握する。	<ul style="list-style-type: none">運行状況や被害状況を調査する。救助を要請する。
24時間 	<ul style="list-style-type: none">運行再開に向け復旧対策を策定し、市民へ正確な情報を提供する。	<ul style="list-style-type: none">マスコミを通じて広報する。復旧対策を策定する。

【関連対策】 予防第6節第8項

【業務マニュアル等】 札幌市交通局事故・災害対策本部設置規程、高速電車地震対策要領、非常事態発生時の取扱(路面電車)、地震発生時の取扱(路面電車)

第9 鉄道施設の対策

北海道旅客鉄道(株)では地震等の災害が発生した時は、運行中の列車の緊急停止、人命救護等、鉄道の旅客の安全確保を最優先で行う。その後、巡回点検により安全が確認された区間から順次運行を再開する。また、鉄道施設が被災した場合には、一刻も早い運行再開を目指し復旧活動を行う。

【北海道旅客鉄道(株)の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none">速やかな人命救護及び指揮命令系統の確立を図る。	<ul style="list-style-type: none">各駅で緊急救護団を編成する。緊急停止列車の乗客を救助する。
24時間 	<ul style="list-style-type: none">運行再開に向け点検及び復旧対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none">巡回点検を行う。通信設備を復旧する。施設の復旧対策を策定する。

【関連対策】 予防第6節第9項

【業務マニュアル等】 自動参集マニュアル、異常時運転取扱マニュアル、異常時対応マニュアル(駅)

第10 民間バス事業者の対策

民間バス事業者は、地震発生直後に運行を停止し、乗客等人命救助・救護活動を最優先で実施する。その後、被害状況及び道路状況等を把握し、運行の再開に向けた復旧活動を行うほか、災害時における人員等の緊急輸送を行う。

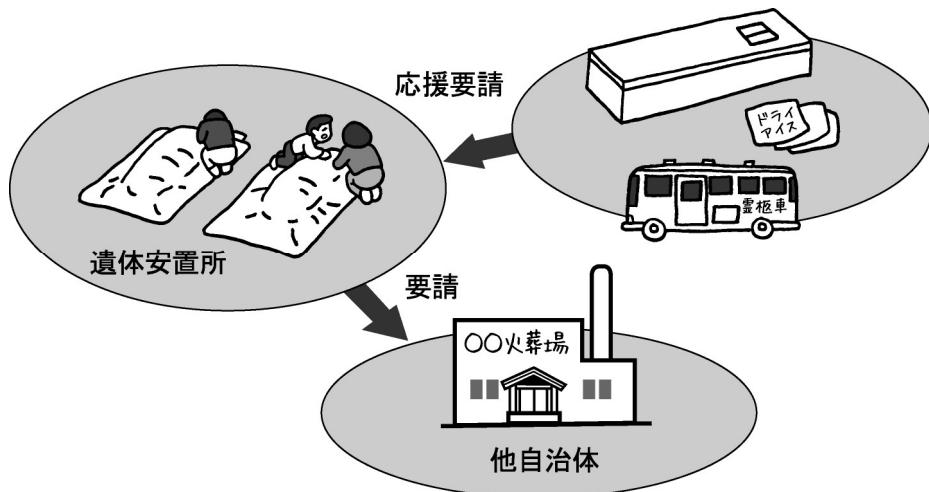
【民間バス事業者の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none">速やかな人命救助及び被害状況を把握する。	<ul style="list-style-type: none">運行状況や被害状況を調査し、道路状況を把握する。救助を要請する。
24時間 	<ul style="list-style-type: none">運行再開に向け復旧対策を策定し、市民へ正確な情報を提供する。災害対策本部等からの要請に基づき、緊急輸送を実施する。	<ul style="list-style-type: none">復旧対策を策定する。マスコミを通じて広報する。緊急輸送を実施する。

第13節 遺体の処理・埋葬

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 遺体の処理	区本部救援班、区本部総務・情報班、保健福祉部斎場班	警察署、(一社)札幌市医師会、北海道、厚生労働省、(一社)全国靈柩自動車協会
第2 遺体の火葬・埋葬	区本部救援班、保健福祉部斎場班	厚生労働省、北海道、近隣市町村火葬施設、政令指定都市火葬施設

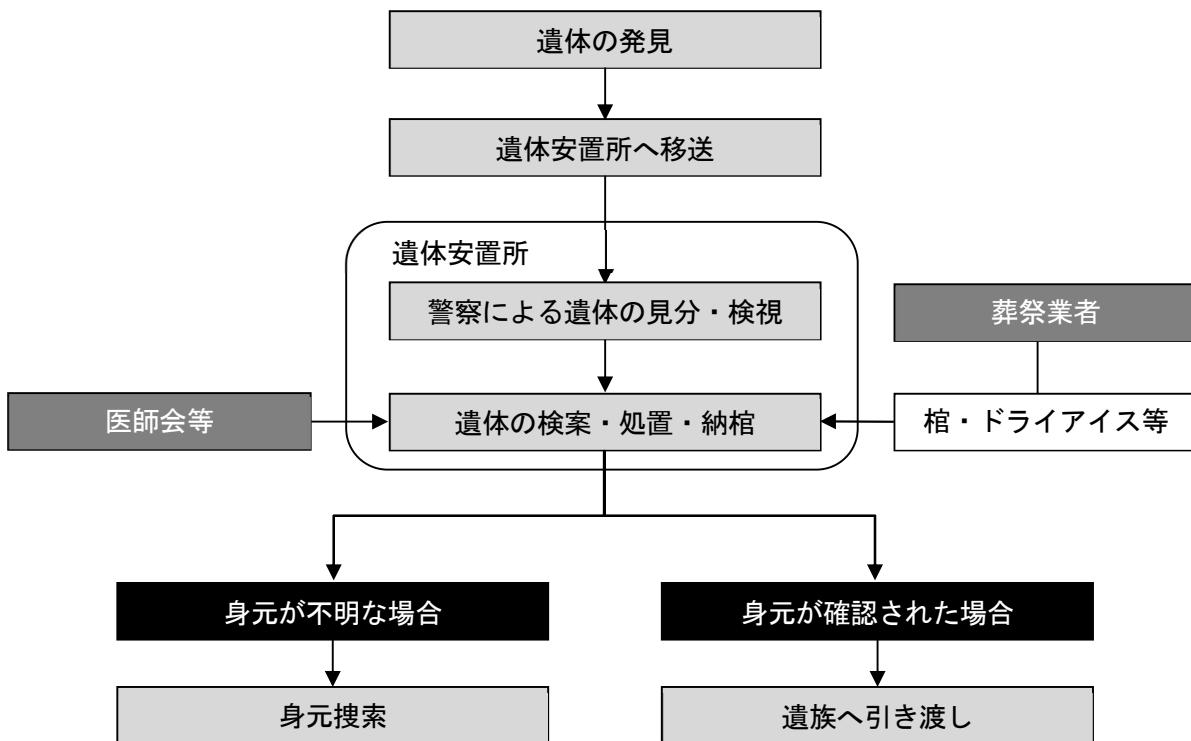
この節の対策で想定される事態と課題
○地震発生時には、建物の倒壊等により一度に多くの死者が発生する。要救助者が当日に救助されなければ凍死すると仮定した場合、約1,400人の死者が発生すると想定される。
○地震直後から遺体の収容のための棺・ドライアイス等の確保や、遺体搬送のための応援要請が必要となる。
○多数の遺体について、警察による見分・検視、医師による検案、遺族等への引き渡しを速やかに行うことが求められる。特に身元不明遺体の身元確認に関し、警察、医師会、歯科医師会（歯科的身元確認）等との連携が必要となる。
○公衆衛生上の危害発生防止の観点から、速やかな埋葬が必要となり、特例措置等に基づく迅速な火葬許可証の発行が求められる。
○火葬場の被災や処理能力に限界があるため、他自治体に対する火葬場使用の要請が必要となる。



第1 遺体の処理

発見された遺体は、遺体安置所へ移送する。遺体安置所では警察による見分・検視、医師による検案ののち、身元が確認された遺体を遺族又は関係者へ引き渡す。身元が不明な遺体については、遺体の衣服、顔の特徴、所持品などを記録・保管し、広報などによって身元の捜索を行う。

【遺体発見から引き渡しまでの流れ】

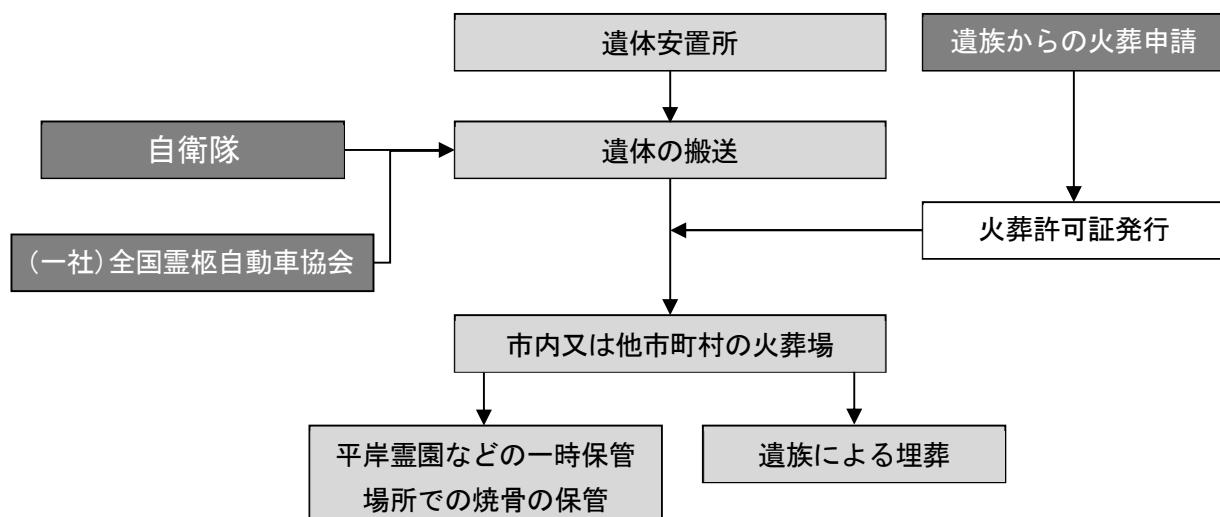


第2 遺体の火葬・埋葬

火葬許可証の発行及び遺族からの火葬の問い合わせは、各区及び出張所(篠路、定山渓)に窓口を設置して対応する。各区窓口の事務処理体制の混乱等により火葬許可証の迅速な発行ができない場合は、特例措置による火葬許可証の発行について厚生労働省と協議する。

遺体は原則として、遺族が火葬場まで搬送し火葬するが、引き取り手のない遺体又は遺族による搬送等が困難な場合は、自衛隊や「災害時の遺体搬送等に関する協定」に基づき、(一社)全国靈柩自動車協会に遺体の搬送を要請する。

身元不明や引き取り手のない遺体の焼骨は、各区から平岸靈園等に一時保管を依頼する。



【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ↓ 24時間	・遺体を処理・安置し、火葬のための準備を行う。	・遺体安置所を開設する。 ・遺体の見分、検視、検査、処置、納棺 ・棺、ドライアイス等を確保する。 ・火葬施設の点検・火葬の応援要請を行う。(近隣市町村)
3日	・火葬を行う。	・火葬許可証を発行する。 ・火葬場に遺体を搬送する。(自衛隊等の協力) ・火葬を実施する。
	・火葬を行う。 ・焼骨を一時保管する。	・焼骨の一時保管場所を設置する。

【関連対策】

【業務マニュアル等】

予防第9節第2項

災害時における死体火葬許可の特例措置実施要領、災害時火葬マニュアル、災害時の遺体搬送等に関する協定((一社)全国靈柩自動車協会)

第14節 防疫・清掃・環境対策

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 感染症等の予防	保健福祉部感染症対策班、保健福祉部生活衛生班、区本部保健医療班	
第2 食中毒の予防	保健福祉部生活衛生班、区本部保健医療班	(一社)札幌市食品衛生協会
第3 災害廃棄物（がれき）の処理	環境部環境庶務班、環境部施設班、環境部がれき処理班	道内市町村、(公社)北海道産業資源循環協会
第4 家庭ごみの処理	環境部環境庶務班、環境部清掃班	
第5 し尿の処理	環境部トイレ対策班、区本部	
第6 水質汚濁・大気汚染対策	環境部環境保全班	
第7 動物対策	保健福祉部動物管理班	(公社)北海道獣医師会、(一社)札幌市小動物獣医師会、北海道愛玩動物協会、ペットフード会社、近隣市町村

この節の対策で想定される事態と課題

- 避難場所等では、感染症の防止のための消毒や害虫の駆除等の衛生指導が必要となる。
- 災害発生時にはライフラインの停止によって、避難所等の衛生環境の悪化や食品等の保存が難しくなることにより、食中毒の発生や感染症の拡大等が予測される。
- 地震発生直後から断水した地域は、水洗トイレが使用不可能となり、し尿の処理が大きな問題となる。特に、仮設トイレ設置までの間は、避難所の衛生条件の悪化によって感染症等の発生の可能性がある。
- 地震により有害物質取扱施設が被災した場合、流出した化学物質により、大気・地下水・河川が汚染される場合がある。
- 家屋の倒壊によって、処理すべき災害廃棄物（がれき）が大量に発生する。特に道路上のがれきは復旧作業の支障となる。
- 建物の倒壊や解体・処理に伴って、アスベスト等が飛散するため、濃度の測定や飛散防止措置が必要である。
- 飼い主の被災によって発生する逸走動物等が咬傷事故や避難場所への侵入等を引き起こす。また、負傷動物や死体が多く発生する。ペットを失った市民からは行方不明の問合せが殺到する。

第1 感染症等の予防

避難場所等における衛生状態の悪化や害虫の発生による感染症の発生を防止するため、消毒や害虫駆除等の衛生指導を行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3日	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、避難場所の設置状況等を把握し、衛生指導体制を確立する。 避難場所等の衛生状態の情報収集を行う。 避難場所等の衛生指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、避難場所の設置状況を把握する。 衛生指導班を編成する。 消毒薬剤を調達する。 区災害対策本部との連絡調整を行う。 避難場所等における衛生指導を行う。 消毒薬剤の配布、散布方法の指導を行う。

【関連対策】

予防第9節第1～2項

第2 食中毒の予防

災害発生後に被災者や応急活動従事者に供給する弁当や炊き出し等の食品による食中毒の発生を防止するため、避難場所や炊き出し施設、被災した食品関係施設への衛生指導、食料基地への立入検査、市民への広報などを実施する。食中毒患者が発生した場合には、施設調査や食品検査等の原因調査、衛生指導を行い、再発を防止する。

災害の混乱が沈静化し復旧が進んできた時は、飲食店などの営業再開に向けた事務手続等の広報を行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ↓ 24時間 ↓ 3日	<ul style="list-style-type: none"> 食品安全確保対策の活動準備を行う。 食中毒の予防活動を開始する。 飲食店等の営業を再開するための対応を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 食料基地・炊き出し施設等を把握する。 食品衛生班を編成する。 食料基地への立入検査を行う。 避難場所・炊き出し施設、被災した食品関係施設への衛生指導を行う。 市民への広報活動を行う。 営業許可申請等の広報を行う。 営業許可事務に対応する。

【関連対策】

予防第9節第2項

【業務マニュアル等】

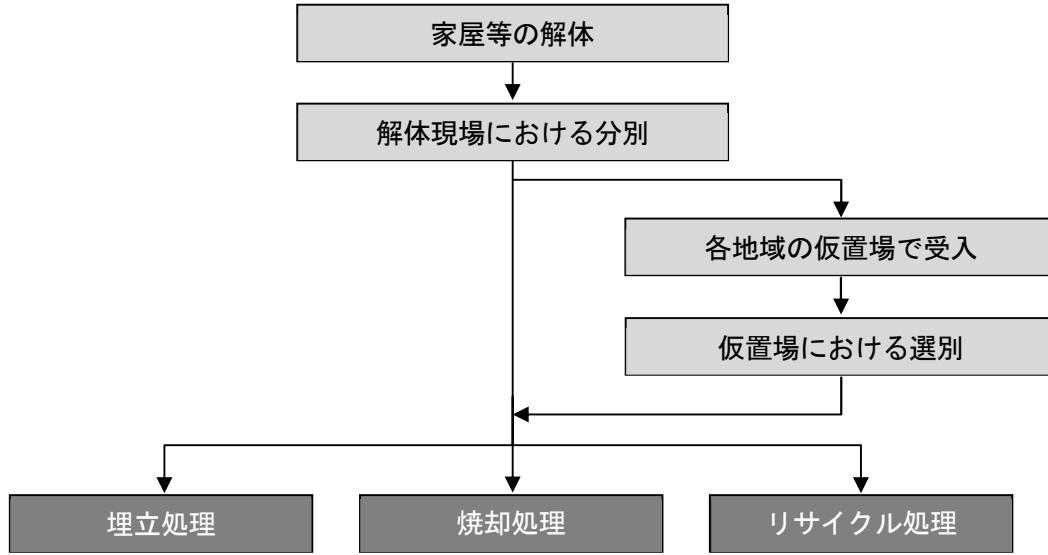
災害時の食品安全確保対策マニュアル

第3 災害廃棄物（がれき）の処理

災害時における家屋等の解体・処理は、原則として所有者の責任において行うものとする。

ただし、大規模震災が発生し、「激甚災害」に指定される、又はこれに準ずる大規模災害が発生した場合等は、必要に応じて、札幌市が災害廃棄物（がれき）の受入れを行う。

【家屋等の解体・処理の流れ（例）】



災害により大量に発生する災害廃棄物（がれき）の処理にあたっては、可能な限りリサイクルの推進を図り、処分量を減少させるため、6区分を原則として解体現場における分別を進めよう指導する。

また、アスベストが含まれる可能性がある災害廃棄物（がれき）を市で受け入れる場合には、アスベストの飛散防止措置を講ずる。

災害廃棄物（がれき）の再利用・再資源化、中間処理及び最終処分をするまでに一時的に保管する必要がある場合は、公共用地・既存廃棄物処理施設を中心に災害廃棄物（がれき）の仮置場を確保する。

なお、緊急輸送やライフラインの復旧作業を円滑に進めるため、道路上のがれきについては早期に撤去できるよう、優先して仮置場・処理施設を確保し運用する。

【災害廃棄物（がれき）の分別区分】

- ① 木質系(柱、板など)
- ② 金属系(鉄筋、鉄骨、トタン、サッシなど)
- ③ コンクリート(概ね30cm以下に破碎)
- ④ 可燃物(紙類、畳、布団など)
- ⑤ 不燃物(アスファルト、レンガ、ガラス、陶磁器くずなど)
- ⑥ 以上を最大限分別した後の混合廃棄物

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	・災害廃棄物（がれき）処理のための準備を行う。	・清掃工場・埋立地等処理施設の点検や確保を行う。 ・搬入ルートを点検し、確保する。 ・仮置場を確保する。
3日 	・災害廃棄物（がれき）の受入れを開始する。	・仮置場管理体制を確立する。 ・災害廃棄物（がれき）処理施設管理体制を確立する。 ・道路上のがれきを受け入れる。
14日 	・災害廃棄物（がれき）の処理を開始する。	・仮置場・処理施設の情報提供を行う。 ・家屋等の災害廃棄物（がれき）を受け入れる。 ・災害廃棄物（がれき）処理計画を確立する。

第4 家庭ごみの処理

家庭ごみの収集については、衛生上の観点から、燃やせるごみの収集を最優先として収集計画を策定する。

ごみ収集車の収集ルートについては、道路の不通・渋滞の状況等を考慮して設定する。燃やせるごみの収集・処理を優先するため、その他のごみについては、状況に応じて、収集の一時休止、排出頻度等の変更を検討する。

また、被災直後は大型ごみの排出量が増大することが予想されるため、収集体制を強化するほか、市域内の被災の状況に応じた収集頻度の設定を検討するとともに、仮置場を確保し、一時的に保管した上で、破碎処理施設にて破碎処理を行う。

収集方法の変更等の情報については、市民への周知を適切に行う。

なお、ごみ収集車等の無線を用いて、必要な情報収集に努める。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生	・ごみ収集のための準備を行う。	・清掃工場等の点検を行う。 ・ごみ収集車を確保する。 ・道路の状況や避難場所等の情報を収集する。
3日	・燃やせるごみ等の収集を開始する。	・収集頻度の見直し等について検討する。 ・収集計画を策定する。 ・避難場所のごみ等を収集する。 ・市民への広報・広聴活動を行う。
14日	・大型ごみの収集体制を強化する。	・必要に応じて仮置場を確保する。

第5 し尿の処理

地震発生直後に断水等のため、指定避難所に指定されている学校等の施設の水洗トイレが使用できなくなった場合、初期対応として、備蓄用の簡易トイレが他の応急救援備蓄物資とともに配給される。

上下水道の復旧までの期間が長期にわたる地区には、避難場所に仮設トイレを設置し、し尿の収集を実施する。道路が寸断され、し尿を手稲山口のクリーンセンターに搬入する事が不可能な場合は、下水処理施設へ搬入する。

マンホールトイレが整備されている防災拠点では、各種災害用トイレとあわせて、マンホールトイレを活用する。

仮設トイレ及びマンホールトイレは、避難場所自主運営組織が自主的に清掃・使用方法等のルールをつくり、運用・管理を行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	・各種トイレの確保を行う。	・レンタル業者に仮設トイレを手配する。 ・道路の状況や避難場所などの情報を収集する。 ・備蓄簡易トイレを配給する。 ・マンホールトイレの設営・運用を行う。
24時間 	・仮設トイレの設置、し尿の収集を行う。	・仮設トイレを設置する。 ・仮設トイレのくみ取りを開始する。
7日 	・ライフラインの復旧に伴い業務を縮小する。	

第6 水質汚濁・大気汚染対策

地震によって有害物質を取り扱う事業所等が被災し、これらの漏出によって河川や地下水が汚染される可能性がある。また、建物の倒壊時や解体時に、建材に含まれるアスベスト等が飛散し大気を汚染することも想定される。

これらの対策として、有害物質等を保管する事業所の被災状況を確認するとともに、漏出が確認された場合には、流出防止・回収等の対策を実施するよう指示する。また、アスベストの飛散防止対策の実施、建築物所有者への指導等を行う。

加えて、大気汚染、河川の水質汚濁の測定を行い、必要な情報提供等を実施する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
24時間  2日 	<ul style="list-style-type: none">事業所等の被害状況を把握し、有害物質が漏出した場合には、回収等の対策を指示する。大気汚染、水質汚濁の調査を行う。解体される建築物からのアスベストの飛散を抑制する。	<ul style="list-style-type: none">有害物質取扱施設の被害状況を把握する。近隣市町村や測定機関等に協力要請する。濃度測定・分析を実施する。被災した有害物質取扱事業所の実態調査を行う。アスベストの飛散防止対策、建築物所有者への指導等を行う。広報活動を実施する。建築物所有者や解体業者に対する指導を行う。
7日 		

【関連対策】

予防第9節第4項

【業務マニュアル等】

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(環境省)

第7 動物対策

災害時には、飼い主の被災、避難場所への収容不能、飼育施設の破損等により逸走動物等や負傷動物が多数発生する。逸走犬等の避難場所進入、咬傷事故、感染症の予防等と動物愛護の観点から、一時的な保護、治療等を実施する。また、飼い主らの問い合わせにも対応するよう収容施設等についての広報を実施する。

一方、災害によって死亡した牛・馬等の家畜は、死亡獣畜処理場に運搬・処理する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生  24時間 	<ul style="list-style-type: none">逸走動物等の保護・収容体制を確立、収容を開始する。逸走動物等に関する広報活動を実施する。	<ul style="list-style-type: none">逸走犬等の一次抑留施設を確保する。動物の火葬施設を確保する。獣医師会等への応援を要請する。逸走動物等の情報提供を行う。市民からの問い合わせに対応する。

【関連対策】

予防第9節第2項

【業務マニュアル等】

災害時における動物対策マニュアル、災害時動物救護ボランティア制度実施要綱

第15節 要配慮者対策

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 高齢者対策	保健福祉部高齢保健福祉班	地域支援組織、高齢者福祉施設、ボランティア等
第2 障がい者対策	保健福祉部障がい保健福祉班	地域支援組織、障がい者福祉施設、ボランティア等
第3 外国人対策	総務部国際班	(公財)札幌国際プラザ、外国公館、大学、外国人コミュニティ、外国人支援団体等
第4 乳幼児・妊娠婦・難病患者対策	区本部保健医療班	医療機関、障がい者福祉施設、保育所、ボランティア等
第5 児童対策	子ども未来部子ども庶務班 ほか	保育所、幼稚園、児童会館等

この節の対策で想定される事態と課題

- 身よりのない高齢者などの安否確認といち早い支援が必要となる。
- 長期にわたる避難所生活は、要配慮者にとって肉体的・精神的に負担となるため、安心して生活できる環境づくりが必要となる。
- 高齢者や障がい者、乳幼児、妊娠婦、難病患者、外国人等、特性に応じた多様な支援ニーズの発生が想定される。最大限の配慮が可能となるよう、ニーズを踏まえた支援が必要となる。
- 要配慮者に対する必要な福祉サービスの提供に向け、福祉サービス事業者、保健師等との連携が必要となる。
- 避難所での生活が困難な要配慮者の、要配慮者二次避難所（福祉避難所）等への移送、受入れが必要となる。
- 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関への移送が必要となる。
- ライフラインが停止した場合には、福祉施設に対して、飲料水・食料など物資の提供や、介護などの支援が必要となる。
- 外国人は、言葉や文化、生活習慣などの違いに加えて、地震そのもののリスクに対する知識不足から、災害時に迅速かつ的確な行動をとることが困難な場合が多い。また、留学生をはじめとする外国人の中には生活を再建するための生活基盤が脆弱な人も少なくなく、避難から生活再建に至る各過程における支援が必要となる。
- 保育所等の児童については、保護者が帰宅困難または被災等により引き取りが難しい事態が発生し、児童の受け入れ先の確保が必要となる。
- 応急仮設住宅では独居の高齢者等が社会的に孤立する事態が発生する。ストレスによる持病の悪化等による災害関連死の発生防止に向け、地域の見守り活動など、地域住民のつながり、支え合いを確保していく取組が求められる。

第1 高齢者対策

地震が発生した場合には、地域支援組織及び各種高齢者福祉施設等との連携により、在宅又は施設の高齢者の状況把握を行い、支援のための人員配置等必要な措置をとる。避難所では、介護用品の供給などボランティア等による各種支援サービスを行うとともに、要介護者など避難所での生活が困難な方については、社会福祉施設等に移送する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者及び福祉施設の情報を収集し、必要な措置をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域支援組織による安否確認を行い、支援人員が出動する。 福祉施設の状況把握と救出要員等の派遣を要請する。
24時間 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア支援体制を確立し各種サービスを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所において介護用品を提供する。 在宅者に対する巡回相談及び支援サービスを実施する。
3日 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所での生活が困難な高齢者を要配慮者二次避難所(福祉避難所)等に移送する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所から社会福祉施設等に移送する。 各施設で介護人員と物資を確保する。

【関連対策】

予防第3節第2項

第2 障がい者対策

地震が発生した場合には、関係機関との連携により各施設の状況及び避難した障がいのある方の把握を行う。避難後は、障がいのある方への情報提供、ニーズを把握し、ボランティアや避難者に支援を要請するとともに、避難所での生活が困難な方を社会福祉施設等に移送する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方及び福祉施設の情報を収集し、必要な措置をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所における障がいのある方を把握する。 施設の被害や避難状況を確認する。 障がい者居住地の情報を提供する。
24時間 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア支援体制を確立し、各種サービスを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な支援サービスを実施する。 聴覚障がい者・視覚障がい者等に情報を提供する。
3日 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所での生活が困難な障がいのある方を、要配慮者二次避難所(福祉避難所)等へ移送する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所から社会福祉施設等に移送する。 各施設で介護人員と物資を確保する。

【関連対策】

予防第3節第2項

第3 外国人対策

地震が発生した場合には、(公財)札幌国際プラザに災害多言語支援センターを設置し、関係機関とも連携しながら、外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集する。また、多言語による情報提供や外国人からの相談に対応するほか、避難所を巡回し、外国人避難者の状況を把握するとともに必要な支援を行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ↓ 24時間	<ul style="list-style-type: none">・災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況を把握するとともに外国人支援を開始する。	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集する。・外国人への多言語による情報提供を開始する。
↓ 3日	<ul style="list-style-type: none">・外国人相談窓口や避難所巡回を通して、外国人被災者の状況を把握するとともに、必要な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none">・避難所等で通訳・翻訳支援を行う。・外国人相談窓口で、外国人からの問合せ・相談対応を行う。・避難所を巡回し、外国人避難者の状況を把握するとともに、多言語による情報提供や相談対応を行う。
	<ul style="list-style-type: none">・外国人の生活再建等に向けた支援を行う。	<ul style="list-style-type: none">・外国人被災者からの生活再建等に向けた個別の相談に対応する。

【関連対策】 予防第3節第2項

【業務マニュアル等】 外国人被災者対応マニュアル

第4 乳幼児・妊産婦・難病患者対策

地震が発生した場合には、医療機関などの関係機関の被害状況や、乳幼児・妊産婦・難病患者の状況を把握する。避難所では、授乳室等の確保やボランティアによる育児支援を行う。また、必要に応じて医療サービスの提供可能な施設等に移送する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ↓ 24時間	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児、妊産婦、難病患者の安否確認や医療機関等の受入れ可否を確認する。	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児、妊産婦、難病患者の避難状況を把握する。
↓ 3日	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア支援体制を確立し各種サービスを提供する。	<ul style="list-style-type: none">・避難所における授乳室等を確保する。・保健医療物品等を調達する。・ボランティアによる育児支援を行う。
	<ul style="list-style-type: none">・妊産婦、難病患者等の医療・生活を考慮した施設等への移送を検討する。	<ul style="list-style-type: none">・難病患者への各種サービスを調整し、提供する。

第5 児童対策

地震が発生した場合には、保育所、幼稚園、児童会館等に通所・通園又は来館している児童の状況を把握し、安全を確保するとともに、保護者への連絡と児童の引渡しを行う。また、引渡しができない児童(地震発生により援護が必要になった児童を含む)への対応としては、保育可能な保育所や児童福祉総合センターなどの受入先を確保する。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none">・児童の安否確認と安全を確保し、保護者の確認と保護者への連絡を行う。	<ul style="list-style-type: none">・負傷者への応急処置を行う。・保護者に引渡す。
24時間 	<ul style="list-style-type: none">・保護者へ引渡しができない児童の保護・保育を行う。	<ul style="list-style-type: none">・保護者との連絡調整を行う。
3日 	<ul style="list-style-type: none">・他施設における受入れ体制の検討及び確保を行う。	<ul style="list-style-type: none">・保育可能な保育所での保育を行う。・新規一時保護児童の受入れや相談体制を整備する。

第16節 応急教育対策

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 学校教育対策	教育部教育庶務班、教育部学校教育班	

この節の対策で想定される事態と課題
<p>○地震発生直後には、児童・生徒の安全確保と保護者への引き渡しが必要となる。 また、休日・夜間に発生した場合には、教職員や児童・生徒の安否確認が被災直後の混乱により困難な事態となる。</p> <p>○地震発生直後から避難場所に指定されている学校には、被災者が集まり始め、体育館等の開放と誘導等の対応が必要となる。</p> <p>○授業再開にあたっては、学校施設・備品の破損、教科書等の支給などの課題が発生する。</p> <p>○学校施設が避難所となり、避難者が避難生活している場合は、授業再開に向け、体育館や他の避難所、応急仮設住宅等へ移動させる等の調整が必要となる。</p> <p>○校舎の被災に伴う校舎の移転等により通学・通勤等に課題が生じ、送迎等の対応が必要となるケースが生じる。</p> <p>○災害により、心身に様々なストレス反応を生じる児童生徒が多発する。スクールカウンセラーの児童生徒のカウンセリングによる心のケアや、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒が置かれている環境への働きかけ等、専門家との連携が必要となる。</p>

第1 学校教育対策

地震発生直後には、傷病者の応急措置、避難等、児童・生徒の安全確保と保護に努める。学校が被災し通常の授業ができない場合には、校舎等の危険性の除去、授業を行う場所の確保、教科書・学用品等の調達に努め、一刻も早い授業再開を目指す。授業では、児童・生徒の心の安定に配慮した授業内容・指導を実施する。

学校施設が避難場所となった場合は、避難場所対応職員が派遣されるまでの間、教職員は、避難誘導や情報連絡等、避難場所運営の支援・協力を行う。

【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 	<ul style="list-style-type: none">・児童・生徒の安全を確保し、保護者へ引き渡す。また、避難場所への支援を行う。	<ul style="list-style-type: none">・児童・生徒の安否確認と応急処置を行う。・校舎等被害状況を調査する。・付近住民の避難状況等の情報を収集する。・避難者の誘導・避難場所運営を支援する。
24時間 	<ul style="list-style-type: none">・24時間を目途に、授業を再開する。	<ul style="list-style-type: none">・校舎等の危険度判定等を行う。・児童・生徒の動向を把握する。・専門家による心のケアに配慮した指導と授業形態を工夫する。・避難者の誘導・避難場所運営を支援する。・給食を再開する。・災害救助法に定めるところによる学用品の給与を行う。
7日 	<ul style="list-style-type: none">・7日を目安に、学校施設の完全復旧を目指す。	<ul style="list-style-type: none">・学校施設の復旧工事を実施する。・避難場所を縮小・閉鎖する。

第17節 ボランティア活動

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第1 災害ボランティアの活動	保健福祉部保健福祉庶務班、区本部避難所班	札幌市社会福祉協議会、ボランティア団体
第2 災害ボランティアへの支援		

この節の対策で想定される事態と課題
○災害時には、応急対策の各方面でボランティアが必要となる。
○地震発生直後からボランティアの問い合わせがあり、希望者が駆けつける。これらの希望者への対応と、ボランティアを必要とする活動を把握し、適材適所に派遣することが必要である。

第1 災害ボランティアの活動

札幌市及び関係機関が行う災害対策の担い手として、札幌市内外の災害活動支援に従事する災害ボランティアを広く要請する。災害ボランティアは、特定の資格や職能を有する医師、看護師、外国語通訳、手話通訳、応急危険度判定士などの専門職ボランティアと、避難場所運営、救援物資の受け入れ等の作業をサポートする一般ボランティアに区分される。

【ボランティアを必要とする応急対策】

ボランティアを必要とする活動	災害ボランティアの種類	
医療・救護活動	専門職 ボラン ティア	医師、看護師、カウンセラー
建築物の応急危険度判定		応急危険度判定士
要配慮者支援		外国語通訳、手話通訳、介護福祉士
災害ボランティア受入窓口業務の支援	一般ボランティア	
避難場所運営の支援		
救援物資の受け入れ・整理		
災害ボランティアの支援		
復旧時の各種支援		

災害ボランティア

「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する個人・団体で、自発的に無報酬で能力や時間を提供する個人・団体」である。なお、専門職ボランティアと一般ボランティアに区分される。

専門職ボランティア

自らの持つ専門知識や技能をボランティア活動に活かすことを主目的とするボランティアである。具体的には、医師や看護師、手話通訳、外国語通訳、被災建築物の応急危険度判定士などである。

一般ボランティア

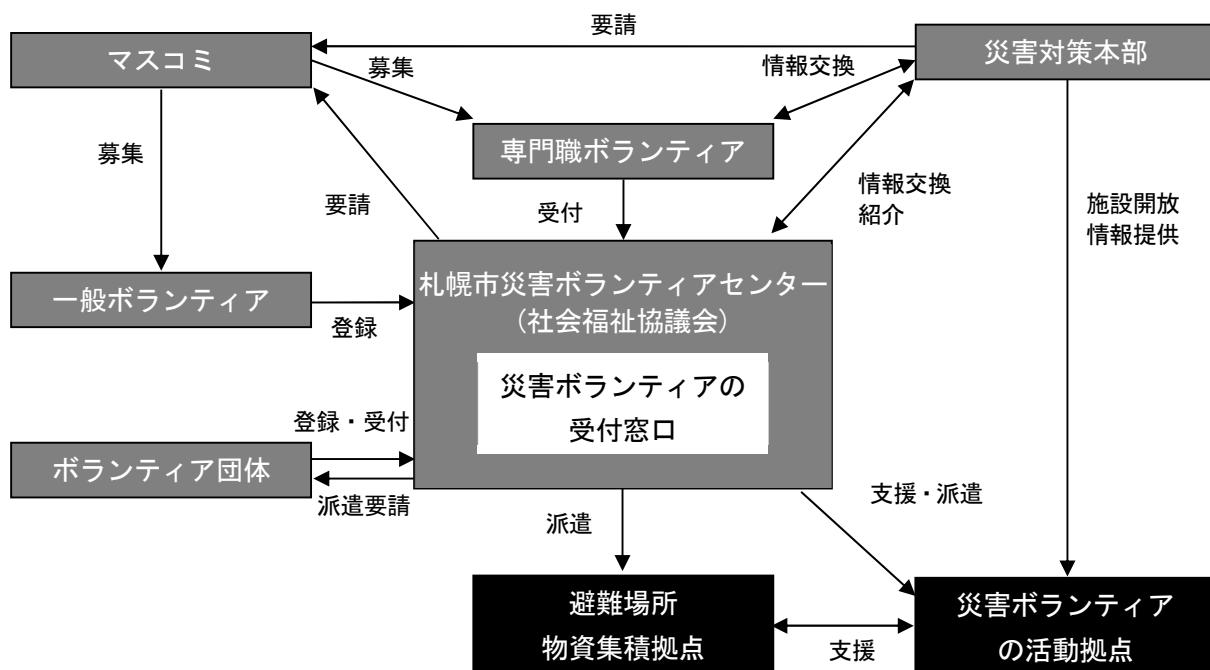
専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、自分の時間と労力・物資・場所・情報等を提供することを主目的とするボランティアである。具体的には、避難場所運営の支援、救援物資の受け入れ・整理、被災住民への支援などである。

第2 災害ボランティアへの支援

災害発生後に札幌市社会福祉協議会の「札幌市災害ボランティアセンター」を中心に、災害ボランティアの受付・登録・調整を行う。災害ボランティアの要請は、社会福祉協議会やマスコミ等を通じて行う。

社会福祉総合センターなどの公共施設を災害ボランティアの活動拠点として開放し、情報の提供やボランティア活動への支援を行う。

【ボランティア活動支援のイメージ図】



【札幌市の対策】

災害の流れ	対策の目標	主な対策
地震発生 ↓	・災害ボランティアセンター設置可否について検討する。	・被災状況の情報収集を行う。
24時間 ↓	・災害ボランティアセンターを設置し、運営を開始する。 ・ボランティア活動が開始される。	・災害ボランティア受付窓口を開設し、災害ボランティアを募集する。
3日 ↓	・ボランティア活動に必要な後方支援を行う。	・災害ボランティアに情報提供を行う。
7日 ↓	・対策の進捗に伴い災害ボランティアの派遣調整を行う。	・社会福祉協議会などとの調整会議を開催する。

第 18 節 災害救助法の適用

この節の対策を担当する機関		
この節の対策	主管部班	関係機関・団体
第 1 災害救助法の適用	本部事務局統括班、保健福祉部保健福祉庶務班	北海道石狩振興局保健環境部
第 2 救助の種類及び実施者	本部事務局統括班、保健福祉部保健福祉庶務班	北海道石狩振興局保健環境部

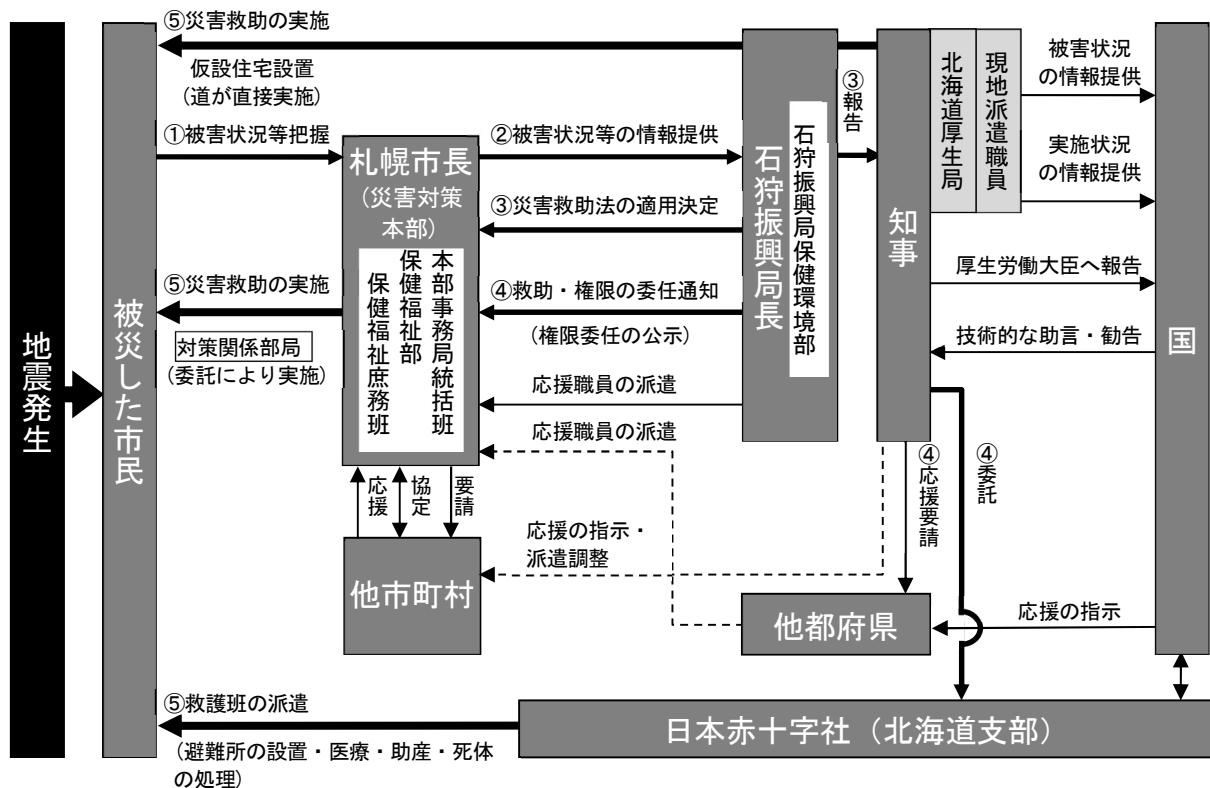
「災害救助法」

災害救助法(昭和 22 年 10 月法律第 118 号)は、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は、国に責任があり、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は、都道府県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担することと定められている。市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

第1 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、原則として同一の原因による災害で、市町村又は都道府県の被害が一定の基準に達した場合に、次の流れにより適用が決定される。また、札幌市における適用基準は、次のとおりである。

【災害救助法による応急救助実施の流れ】



【災害救助法の適用基準】

適用基準	根拠
(1) 市の区域の住家が 150 世帯以上滅失したとき	災害救助法施行令第1条第1項第1号 別表第1
(2) 一つの区内の住家が 100 世帯以上滅失したとき	災害救助法施行令第1条第1項第1号 別表第1
(3) 道内の住家が 2,500 世帯以上滅失した場合であって、札幌市域で住家が 75 世帯以上滅失したとき	災害救助法施行令第1条第1項第2号 別表第2、別表第3
(4) 道内の住宅が 12,000 世帯以上滅失した場合であって、市域で多数の住家が滅失したとき	災害救助法施行令第1条第1項第3号 別表第4
(5) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき	災害救助法施行令第1条第1項第3号
(6) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けおそれが生じた場合にあって、内閣府令で定める次の基準に該当すること ・災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること	災害救助法施行令第1条第1項第4号 基準省令第2条第1号 基準省令第2条第2号

第2 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助は、北海道知事が国から委任を受けて実施するものである。ただし、災害救助法施行細則（昭和31年10月北海道規則第142号）により知事からの委任を受けた事項については、市長が実施する。なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助を実施する。

救助の実施にあたっては、関係部は救助活動の記録及び報告のため各種帳簿を作成し知事に提出する。

【災害救助法による救助の種類】

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・被災した住宅の応急修理
- ・生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ・学用品の給与
- ・埋葬
- ・死体の搜索及び処理
- ・災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去